

**草の根技術協力事業（草の根協力支援型・
草の根パートナー型）に係る
制度改善のための
実施確認調査報告書**

**平成 16 年 8 月
（ 2004 年 ）**

**独立行政法人 国際協力機構
（ 国内事業部 ）**

序 文

JICA は、国民の方々の国際協力活動を促進及び助長すべく、平成 14 年度から新たに草の根技術協力事業を開始いたしました。

現場での事業実施が進むにつれ、本事業をご活用頂いている方々や JICA 内部より、様々な角度から制度の問題点や課題を指摘する声が高まってきました。このため草の根技術協力事業の中でも共通点の多い草の根協力支援型及び草の根パートナー型の両制度について、制度上の問題点の整理及び改善策の提言を行うべく、このたび調査を実施しました。

今回の調査では、草の根技術協力事業の受付とコンサルテーションを行っている国内機関及び本事業の実施団体より、事前に意見を聴取しました。また、カンボジア及びフィリピンの両国にて、草の根技術協力事業の現場視察を行うとともに、両国に滞在する本邦 NGO の方々及び JICA 在外事務所との意見交換を行いました。

これら一連の調査を通じて、開発途上国における地域住民の生活改善や生計向上に「直接」資することを趣旨とした本事業の重要性を改めて認識した次第です。皆様から頂いた多種多様な本事業の制度上の改善要望については、現時点で対応可能なことを本報告書にとりまとめておりますが、今後更に検討を重ね、一層の制度改善に役立てる所存です。

最後になりましたが、ご多忙の中、本調査への参団及び報告書の執筆をいただいた東京女子大学の村松教授及び拓殖大学の赤石教授に厚く御礼申し上げますとともに、本調査にご協力いただいた皆様に対し、心より感謝申し上げます。

平成 16 年 8 月
独立行政法人国際協力機構
国内事業部長 湊 芳郎

JICA視察（カンボジア）2004年3月7，8日



JICAカンボジア事務所でNGOとの懇談会



Pray Roka 村で村人と懇談（IVYスパイリエン事業）



IVYスパイリエン事務所訪問・懇談会



IVYスパイリエン事業・農場

JICA視察（フィリピン：IKGS）



棚田保全のために植林された地域



ウサギの飼育（活動内容の一つ）



イフガオ州 IKGS / JICA 事業の看板前で
赤石教授と村松教授



実験農場にて、ローカルスタッフから活動内容を聞く

JICA視察（フィリピン：ICAN）



ケソン市パタヤス地区のごみ集積場



パタヤス地域には約1万人の低所得者層が暮らしている



ICANのコミュニティケアセンター（CCC）説明を聞く視察団（左端がICANの伊藤洋子さん）



持続的な収入向上活動を支援（ハンディ・クラフト作業所にて）

目次

序文

. 調査団派遣の背景・経緯	1
. 調査目的	1
. 調査内容・手法	1
. 調査団構成	3
. 調査日程	4
. 調査結果	5
1. 調査結果の概要	5
(1) 審査ガイドラインの策定	
(2) 募集要項	
(3) その他草の根技術協力事業全般	
2. 有識者による草の根技術協力事業に対する考察	9
(1) 有識者による考察の概要	
(2) 村松教授による考察	
(3) 赤石教授による考察	
3. 草の根技術協力事業の具体的な改善策について	22
(1) 審査ガイドライン	
(2) 草の根協力支援型の制度改善	
(3) 今後の作業	
. 別添資料	
1. 各種要望事項と今後の対応策（ロングリスト）	
2. アンケート結果概要及び各アンケート結果	
3. 審査ガイドライン上のチェック項目・方法（素案）	
4. 草の根協力支援型のフロー図（改定案）	
5. 事業提案書1（コンセプトペーパー）のイメージ	
6. 面談録・面談者リスト	

.調査団派遣の背景・経緯

平成 14 年 9 月から開始された草の根技術協力事業(草の根協力支援型・草の根パートナー型(以下、「支援型」「パートナー型」))は、事業開始後 1 年余を経た現在、主に以下の課題に直面しており、「支援型」及び「パートナー型」の制度を改善すべき必要性が高まってきていたことから、本調査団を派遣することとなった。

1. 「支援型」及び「パートナー型」を担当する当機構の職員(国内機関・在外事務所)間において、案件審査時の判断にばらつきが出る場合があるため、募集要項上の記載内容(対象となる事業や評価の視点等)の詳細を更に明確化する必要がある。
2. 「支援型」及び「パートナー型」の候補案件の選考において、外部有識者間の合意形成にかなりの時間を要する案件が散見されることから、案件の良否に係る審査基準の詳細な設定が必要となっている。
3. 事業評価の観点から、適切に事業が実施されているか確認を行う必要性が高まっている。

.調査目的

.の状況に鑑み、本調査では、「支援型」及び「パートナー型」の実施中の事業について、現地踏査を通じて実施状況を確認するとともに、事業の対象内容や審査基準をより明確にし、本事業のより迅速且つ公平な案件審査を行う為の方策の作成を行うことを目的とした。

.調査内容・手法

1.調査内容

本調査では、主に以下の項目につき調査を行った。

(1)募集要項の改定

事業対象となる詳細な内容(案)の作成

特に、要項に記載されている「開発途上国の人々の生活改善、生活向上に直接役立つ分野」及び「草の根レベルのきめ細やかな活動の行われる事業」の意味合いの明確化を図るべく、検討を行った。

事前評価の詳細な項目(案)の作成

特に、案件概要及びプロジェクトマネージャーの評価/検討の各項目の詳細事項の作成を行うべく、検討を行った。

(2) 審査ガイドラインの策定

これまでの「パートナー型」のチェック項目・配点等の見直しとともに、「支援型」についても「パートナー型」のチェック項目と同様にする方向で検討を行った。

(3) その他（本事業に対する全般的な気づきの点等）

特に「支援型」の選定プロセスについて、現行では採択内定まで随時にコンサルテーションを行う方式をとっているが、一定期間にて事業提案書の審査結果を出す方式への変更の可能性について、検討を行った。

(4) 訪問サイト

カンボジア及びフィリピンの2カ国を訪問し、以下の草の根技術協力事業のサイト視察を通じて、本事業の改善策の検討を行った。

カンボジア

「スバイリエン州スバイチュルン郡女性を含めた参加型農村開発プロジェクト」（「パートナー型」、実施団体：「（特活）国際ボランティアセンター山形(IVY)」）

フィリピン

「アグロフォレストリーによる持続可能なエコシステムの構築（世界遺産であるイフガオ棚田の保全）」

（「支援型」、実施団体：（特活）IKGS緑化協会）

「パヤタス地区での医療及び収入向上支援事業」

（「支援型」、実施団体：（特活）アジア日本相互交流センター）

(5) 本邦 NGO との意見交換

草の根技術協力事業の制度につき、カンボジア及びフィリピン在住の本邦 NGO と意見交換を行った。

2. 調査手法

(1) 現地調査前

本調査では、「パートナー型」及び「支援型」における案件の選考に関わる職員等からのヒアリングとともに、本事業実施団体、国内機関及び在外事務所への質問表の回収を通じて、現行制度の問題意識の抽出及び分析を行い、分析結果をロングリストとして整理した（ロングリストは別添資料 1、またヒアリング対象者及び質問表の送付対象者は別添資料 2 のとおり）。

(2)現地調査

カンボジア及びフィリピンの両国にて、JICA 在外事務所及び現地滞在中の本邦 NGO との意見交換、並びに草の根技術協力事業の対象サイト（ .1.(4)の3つのサイト）の訪問を行い、草の根技術協力事業の制度上の改善すべき点を抽出した。

(3)帰国後

(1)及び(2)にて得た情報を整理し、募集要項の改定及び審査ガイドラインの作成等に参考となる資料を作成するとともに、草の根技術協力事業の制度全般に対する提言を取りまとめた。

.調査団構成

本調査は以下の6名にて実施した（役職はいずれも出張時の役職）。

	氏名	役職	担当業務
1	湊 芳郎	JICA 国内事業部 部長	団長・総括 (カンボジアのみ)
2	小林 雪治	JICA 国内事業部国内連携促進課 課長代理	団長・総括 (フィリピンのみ)
3	村松 安子	東京女子大学文理学部 教授	制度改善
4	赤石 和則	拓殖大学国際開発研究所 教授	制度改善
5	岩井 雅明	JICA 国内事業部国内連携促進課 職員	業務調整
6	塚本 俊也	財団法人国際開発センター 人道・ 開発支援室 室長	草の根技術協力事業分析

.調査日程

現地調査の日程は以下のとおり。

月日・曜日	行程
3月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・成田発 バンコク経由 プノンペン着 ・ JICA 事務所関係者との意見交換 ・ プノンペン泊
3月6日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スバイリエン州に移動 ・ パートナー型「スバイリエン州スバイチュルン郡女性を含めた参加型農村開発プロジェクト」サイト視察 ・ スバイリエン泊
3月7日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナー型「スバイリエン州スバイチュルン郡女性を含めた参加型農村開発プロジェクト」サイト視察 ・ プノンペンへ移動 ・ カンボジア在住の本邦 NGO との意見交換会 ・ プノンペン泊
3月8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA カンボジア事務所報告 (湊部長、小林を除く調査団員) ・ プノンペン発 ホーチミン発 マニラ着、マニラ泊 (小林)成田発 マニラ着(調査団に合流)、マニラ泊 (湊部長)プノンペン発 バンコク経由 翌日 成田着
3月9日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA フィリピン事務所訪問 ・ 支援型「パヤタス地区での医療及び収入向上支援事業」サイト視察 ・ フィリピン在住の本邦 NGO との意見交換会 ・ マニラ泊
3月10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動(マニラ イフガオ) イフガオ泊
3月11日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援型「アグロフォレストリーによる持続可能なエコシステムの構築」サイト視察 ・ イフガオ泊
3月12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動(イフガオ マニラ) ・ フィリピン事務所報告、マニラ泊
3月13日(土)	マニラ発 成田着

. 調査結果

1 . 調査結果の概要

本調査の 3 つの調査項目である「審査ガイドラインの策定」、「募集要項の改定」及び「草の根技術協力事業に対する全般的な気づき」についての調査結果の概要は以下のとおりであり、今後各項目につき具体的に改善を検討する必要がある。

また、「審査ガイドラインの策定」及び「草の根技術協力事業に対する全般的な気づき」の内、とりわけ「支援型の制度改善」については、「 . 3 . 草の根技術協力事業の具体的な改善策について」においてより詳細な検討を行うとともに、その他の要望事項及び改善案は、上述の 3 つの調査項目に沿って別添資料 1「各種要望事項と今後の対応案(ロングリスト)」に整理しているので、国内事業部を中心に今後個々の項目につき、具体的に改善を図っていくよう提案する。

(1) 審査ガイドラインの策定

審査ガイドラインの策定に係る要望事項は、一層の業務効率化や機能分担、第三者である有識者及び事業責任者の果たすべき役割の明確化等、主に以下の 6 点である。

(要望事項)

国内機関、国内事業部及び在外事務所間の役割分担の明確化

(対応案)

チェック項目を 2 者間(国内機関・在外事務所)で分担し、国内事業部は、審査時に国内の地域バランスや開発途上地域の地域バランスを考慮した上で、採択内定案件を検討する。

(要望事項)

有識者の役割の明確化、コメント提出期限の厳守

(対応案)

有識者の位置づけについては、更に議論の上、検討していく必要がある。
有識者にコメント提出日を守って頂ける期間を確認した上で、採択プロセスを円滑に進めるためにも締切日厳守をお願いする。

(要望事項)

「支援型」と「パートナー型」の審査ガイドライン上の区分の明確化

(対応案)

チェック項目は統一するが、両制度間にて採択内定の条件となる得点には差をつけ、採択内定ラインを区分する。

(要望事項)

プロジェクトマネージャーの役割・基準の明確化

(対応案)

プロジェクトマネージャーについては、議論の集約に時間を要するため、チェック項目の内容を検討する。

(要望事項)

チェック項目の内容・配点・体裁の設定及び修正

(対応案)

- ・チェック項目の前頁に、「事業提案書を読むにあたっての心構え」の作成を行う（草の根技術協力事業の根拠となる国際協力機構法第 13 条 1 項 3 号の主旨（特に「国民等の活動の促進・助長」の文言）を含む）。
- ・チェック項目の順序を事業の背景や必要性（Why）からではなく活動内容やアプローチ（What,How）からはじまる項目に変更する。
- ・必要に応じてチェック項目に解説を加える。
 - ・草の根度を判断する際「直接性（受益者が村人なのか、組合なのか、村役場なのか）+参加性（住民が事業に参加する内容かどうか）」を基準とし、チェック項目に反映する。
 - ・「自立発展性」の名称を「活動・効果の継続性」に名称変更し、事業終了時に求める内容として「将来的に地域住民が自立発展できる足がかりを作ることができる」こととする。
 - ・「提案団体の本事業以外の活動へのフィードバック度」の項目は引き続きチェック項目として設定し、その詳細は「NGO 独自でやればよい事業なのか？もしくは JICA が支援すべき事業なのか？」といった視点についてチェック項目への追加を検討する。広報効果、開発教育効果、提案団体と JICA 双方の組織成長効果に分けて、チェック項目への反映を検討する。
- ・チェック項目において、現地でのカウンターパート・先方実施団体に対する以下の内容をより明確にする。
 - 「現地でのカウンターパート・先方実施団体が有する人材・資機材・技術は、事業実施上支障ないか？」
 - 「カウンターパート・先方実施団体が現地の地方自治体である場合、同自治体は提案事業に積極的に関与しているか？」
- ・事業の中で投入される施設、機材の所有・管理についての計画についてチェック項目に加える。

(要望事項)

在外事務所での採点時の留意点

(対応案)

在外事務所にて採点を行う際、必要に応じ、当該分野の JICA 派遣専門家等の助言を考慮した上で採点を行う。

(2) 募集要項

募集要項については、以下の 4 点につき要望があった。これらの要望は、申請書類作成のために、より分かりやすい内容で、かつ事前に必要な情報を提供し、採択に向けて過度な期待を抱かぬ配慮を行うための内容であることから、今後募集要項の改訂は、これらの要望事項を考慮しつつ、実施する必要がある。

(要望事項)

「草の根技術協力事業の目的」、「技術協力の趣旨」、「緊急性」、「直接裨益」、「現地ニーズ」、「草の根度」及び「日本国民への還元」の補足説明

(対応案)

- ・機構法（第 13 条第 3 項）の文言を引用し、開発途上地域の住民に対する支援を通じた経済及び社会の発展または復興に資する目的を明記。
- ・草の根技術協力事業における技術協力は、主に「日本人による」協力を想定している旨の記述を検討。
- ・「コーディネート技術」の投入も技術協力の「技術」とみなすが、日本人が「コーディネート技術」のみを支援する技術協力は想定していない旨の記述。
- ・「復興支援などの緊急性の高い事業／対象地域であること」という項目は、「緊急に対応できていない実情から、早急に支援の必要のある、支援を必要としている度合いが高い」等の表現に改定。
- ・募集要項中の「直接役立つ事業」の意味を補足説明（「直接役立つ」とは、「住民自身が事業を通じて生活の上で何らかを享受すること」）。

(要望事項)

採択予定案件数の明示

(対応案)

募集要項に、前年度の採択案件数の記載。

(要望事項)

事業提案書様式の改訂

(対応案)

具体的な様式については、今後検討。

(要望事項)

申請から事業開始までの期間の明示

(対応案)

申請～事業開始まで少なくともXヶ月以上という具体的な記述を追加する。

(3) その他草の根技術協力事業の全般

草の根技術協力事業に対する全般的な事項についての要望は、次に記載の項目のとおり、提案団体及び JICA 双方の人材育成をはじめとし、モニタリング方法等、多種多様な内容になっており、今後各要望事項に対する具体的な改善案については精査が必要である。

とりわけ「支援型」の制度については、一定期間内で採択可能性の判断を行う方式に変更することは調査団内にて一致した意見であることから、この方式を採用した場合のプロセス及び各手順の内容につき精査が必要である（ 3 (2) にてより詳細な検討を行っている ）。

「支援型」・「パートナー型」共通事項

- a. 国内機関、国内事業部及び在外事務所間の情報提供・管理
- b. 案件選定プロセスにおける簡素化・責任の明確化
- c. 事業提案書の改訂・追加
- d. 経費（支出項目の名称変更等）
- e. モニタリングシートの改訂
- f. NGO の人材育成
- g. 他事業との区分及び連携
- h. PDM の修正範囲
- i. 巡回指導員・相談員の現地派遣、終了時評価
- j. ジェンダー
- k. 草の根技術協力事業の実施に係る人員体制
- l. JICA と NGO 間の関係のあり方の明確化

「パートナー型」

- a. 作業内容の集約
- b. 審査方法
- c. 事業費

「支援型」

- a. コンサルテーション期間・審査期間
- b. コンサルテーションと審査方法
- c. 在外事務所の関与
- d. 事業提案書の作成段階

2. 有識者による草の根技術協力事業に対する考察

(1) 有識者による考察の概要

本調査では、「パートナー型」及び「支援型」案件の4名の外部有識者の中で村松教授及び赤石教授に参団頂いた。両氏の考察内容は(2)及び(3)であるが、本調査結果の便宜上の分類に沿った考察事項は以下の～のとおり。

募集要項の改定

- a. 申請書・四半期報告書（モニタリング）等の書式
- b. 諸概念・定義（「草の根」度、「直接裨益」度、「技術協力」及び「自立発展性」）について
- c. 事業の内容とプロセスが具体的に見えるような記述ができる様式作り

案件審査ガイドラインの策定

- a. 有識者の役割
- b. 「誰にとって」「どのような効果があるか」の視点

その他（本事業に対する全般的な気づきの点等）

- a. 案件への関心表明から選考過程を経て実施と案件の成功的終了に至るプロセス
- b. より明確化・具体化の必要性（現地でのカウンターパート・実施団体（行政機関や現地 NGOs）に関する提案団体の現状把握）
- c. プロジェクトマネージャーの満たすべき要件、事業に係る組織全体の責任者とプロジェクトマネージャーの区分
- d. 巡回指導員・相談員の派遣
- e. 草の根技術協力事業におけるジェンダー主流化政策
- f. 終了後評価
- g. NGO-JICA 双方の草の根技術協カスキーム強化のためのキャパシティ・ビルディング

- h. 草の根技術協力事業から他スキームへの継承・発展
- i. 現地カウンターパートと日本側実施団体の関係がみえるようなコンサルテーションと申請書の作成

(2) 村松教授による考察

はじめに

以下は 2004 年 3 月 5 日 3 月 13 日に実施されたカンボジア・フィリピンへの上記実施確認調査において確認された諸事項であるが、制度発足時以来の提案書へのコメントを行う中で気付いた若干の事項も含まれている。以下の叙述は基本的には「支援型」の改善に関するものであるが、適切と判断される場合は「パートナー型」改善への適応も射程内に入れている。

当該制度へのアクセスのしやすさ、制度の有効性・効率性を高め、制度本来の NGOs と JICA の連携をより実りのあるものとする上での改善点や新たな制度上の工夫などをめぐる省察である。以下の 1. ~ 5. に添って、諸事項の抱える問題点、曖昧で明確化を求められる点、不都合な点、これまで当該スキーム内では考慮の対象になっていなかったが将来の検討課題となりうる点などを具体的に述べ改善作業の一助としたい。

検討すべき 5 つの事項

- a. 申請書・四半期報告書（モニタリング）等書式に関する事項
- b. 案件への関心表明から選考過程を経て実施にいたるプロセスに関する事項
- c. 諸概念に係わる事項
- d. より明確化・具体化の必要な事項
- e. これまで欠落していたが検討を要する事項

a. 申請書・四半期報告書（モニタリング）等書式に関する事項

(i) 現在の申請書は多岐に渡って情報を求めているにもかかわらず、案件が「何をどう実現したいのか」がシステムティックに把握できるように設計されていない。概念図の導入、それと整合的な財政計画・事業実施スケジュール・業務従事者配置計画・派遣計画などが記入できるような申請書のフォーマットの工夫が必要である。

(ii) NGO も活動内容が十分に記述できず、また予算項目上「活動費」もなく活動内容のアピールがしにくいと感じている。特に実質的活動費に相当する経費を

「雑費」「備人費」として計上することに違和感が表明されている。また、現行申請書は PDM を中心にできており、特に、「支援型」の提案団体にとっては書きやすい書式ではない。「指標」も 2 種類あり混同が多々見受けられる。

(iii) モニタリングの書式に対しても簡素化への要望があった。申請書と同様に PDM が中心概念として使われており、「支援型」を実施する NGO に親和的ではないとの意見表明がある。四半期報告も現場の活動をよりヴィヴィッドに表現でき、また現場にいない人々にも動きが伝わるような、プロセス・インディケータの導入、また、それ以後の案件実施により効果的に反映可能なモニタリングとなるような書式の工夫ができないか。

(iv) 財政計画が期間全体をカバーするのか初年度分のみか不明な場合があった。何が求められているのが提案団体に明確になるような書式の工夫が望ましい。書式の改善はプロジェクトマネージャーの経歴書にも必要である。過去に従事した特定の活動開始年月の記入はあるがその継続期間は殆んど不明であった。経験を判断する資料としてはこの記入方法では十分でない。また言語能力の記述がない場合も見られた。最低必要情報の記入を担保するような書式が必要だろう。

b. 案件への関心表明から選考過程を経て実施と案件の成功的終了にいたるプロセスに関する事項

(i) 案件への関心表明からプロジェクトの策定・申請・決定・実施までの時間の短縮への希望が強かった。関心表明から採択まで 2、3 年を要するとの発言もあったが、これは制度発足から 3 年は経過していないので、当該スキーム発足以前の過去のスキームからの「継続」案件の可能性もある。しかし、時間短縮が大きな課題であることは事実である。時間短縮を可能にする制度改善と平行して過去の採択案件の平均所要時間を公表するなど、情報開示が必要である。制度改善の具体的提案としては、一連の過程に要する期間を限定、締切日の設定(例えば毎月あるいは隔月の 20 日というような)、コンサルテーションの方法、コンサルテーションと審査の区別等が検討事項である。

(ii) もう一つの時間短縮の方法は、各機関(国内機関、在外事務所、本部)や有識者の役割分担と連携の明確化である。提案案件の現場に最も近い在外事務所の発言権の強化は特に重要である。提案の窓口である国内機関と NGO とのスムーズな関係保持のためにも、本部の責任と権限を明示することも必要であろう(有識者の役割と JICA 諸機関のキャパシティ・ビルディングについては後述する)。更にこの分業を成立させるための前提として、JICA 三機関による当該スキームに関

する共通理解の確保がある。現在この理解に関して、三者間で理解のバラツキと温度差があるように感じた。

審査過程の透明性に関しては採択案件の HP 上での公表だけでなく、「パートナー型」にしる「支援型」にしる、予算枠の観点から困難かもしれないが、過去の実績を示すことによって、採択にはかなりの競争があること、採択案件予定数(予定概数)を目安として公表することは提案団体に必要な情報開示ではないか。さらに申請書記入のガイドラインを再検討して分かり易い募集要項を工夫したりすることも必要ではないか。

(iii) 現在は困難だと NGO が感じている、モニタリング結果をその後の事業展開へ反映させる PDM の変更を含むデザインの変更を認めるか否かの問題がある。勿論ここでの「変更」は目標の変更のような大枠の変更ではなく、効果的運営に関する実施過程におけるマイナーな変更や微調整である。現在は一旦合意された PDM の変更は認められていないが、より柔軟な運営を NGO は望んでおりこの要望に応える道を探りたい。

c. 諸概念に係わる事項

(i) 「草の根」度、「直接裨益」の概念は恐らく抽象的な文章による説明だけでなく、過去の採択案件を例示することによる具体的説明も可能だろう。

(ii) 「技術協力」に関しては3点の要検討事項があると感じている。

第一は技術協力として多くの案件が短期間でもなるべく多くの日本人の派遣を提案していることに関係する。特に技術協力が「日本人による」協力なのか「日本人を介した」協力なのか、あるいは両者を含むのか判り難い。例えばファシリテーターやコーディネーターは日本人であって、現地での直接の技術提供者や技術移転者は現地(あるいは近隣途上諸国)の人材で良いのか明確になっていない。また、技術移転が必ずしも強く意識されていない場合がある。この点は「自立発展性」(この概念には疑問が多いが)とも密接な関係があり、検討が必要であろう。案件の「自立発展性」を目指すのであれば「技術移転」が重視されることになるが、多くの場合日本からの「専門家」の派遣期間がそれを可能とする程十分ではない。短期間といえども日本人による「特定技術の供与(投入)」が技術協力の意味合いなのか、それとも「技術移転」が主たる狙いか。

第二点は「技術」の定義である。例えば「パートナー型」によく見られる、日本人の特定技術は投入しないが、コーディネーターの派遣による「コーディネート技術」の投入がある。これを技術協力の「技術」と見なすか否かである。特に「パー

トナー型」の場合は日本にある本部と現地事務所なり現地に設立した NGO としての「支部」なりとの関係にも係わるが、コーディネーターのみの日本からの派遣提案もある。これでも技術協力と認められるのかどうか明確でない。多くの国際 NGO が「パートナー型」で多用するパターンだが、本部からは長期派遣のプロジェクトマネージャー(あるいは現地調整員という実質的コーディネーター)と、極めて短期の若干名の「専門家」の複数回の派遣である。現地に技術をもつ人材がいる場合、多用されるパターンは資金の効率的利用からは問題となるが、「日本人による」技術供与が課題だとすると効率性を犠牲にするのが良いプロジェクトとなるのか、プロジェクトの良否を判断するときに常に抱えた問題であった。どのように理解すべきか検討して欲しい。

第三はフィリピンで聞き取りの際提起された新しい問題である。例えば「村芝居」のような、現地の日常生活の中から生まれた、決して特定集団のための娯楽ではなく地域住民一般の生活習慣として定着している「芸術」を支えかつ住民一般の職業ともなりうるタイプの職業能力(例えば、照明工の技術)を育成する案件が「技術協力」となりうるかとの問いかけである。恐らくこれは新しい技術協力概念であり一考を要する課題であろう。

(iii) 「自立発展性」概念の明確化。プロジェクトが例えば10年計画を一期間単位として完結を予定している場合、提案案件がどのフェーズに属しているかによって、当該プロジェクト終了時に求めるべき状態は変わりうる。「持続性」「今後の発展の方向性」「今後の発展への展望」「地域社会による自主運営」等、多様でありうる。この辺の整理が必要であろう。

d. より明確化・具体化の必要な事項

(i) 現地でのカウンターパート・実施団体(行政機関や現地 NGOs)に関する提案団体の現状把握に甘さがないか？

まず、現地の案件実施団体・カウンターパートの区分が必ずしも明確でなく、またそれに相応しい十分な物的・人的・技術的キャパシティを備えているかの確認作業も的確ではないことがある。現地の案件実施団体・カウンターパートは、案件のニーズを的確に把握し、提案団体と同じ優先順位を置いて施策・案件の実施に当たっているか。日本からの技術移転を十分意識的に行っているか？

第二に、カウンターパート・実施団体がローカル行政部門である場合、案件あるいはその長期的な成果の実現と発展性の観点からそのコミットメントを高める必要がある。行政が必ずしも現在のカウンターパートではないとしても、将来の継

続性から緊密な連携を持つことが好ましいと思われる場合でも必ずしも日常業務上の有効な連携が計られていないケースが見られた(森林案件と現地農業局、地域保健、女性エンパワーメント)。活動を将来相手国の行政の面的拡大に持ってゆくためにも、これは必要な活動ではないか。ここに NGO が単独事業を行うことと JICA と組んで当該スキームで実施することとの相違があるのではないか？

第三に、現地行政や他の NGOs の提供するサービスをよりの確に判断し、相互の補完関係を築くことにより、効率的効果的なサービスの提供ができるのではないかと課題がある。

(ii) 補助金と草の根技術協力の相異を明確にしなが、JICA と NGO の関係のあり方をより明確にできないか、あるいはより多様なあり方が模索できないか。JICA が NGO との関係はどう捉え、また NGO が JICA との関係はどう捉えるかの問題がある。「パートナー型」では提案団体はプロジェクト形成能力を十分に持つ場合が多く、JICA の技術的・組織的支援を必ずしも求めていない(財政的支援が主たる関心事であることが多い)。これに対して、「支援型」では申請書の作成も JICA の手助けを必要とする団体がある。JICA と NGO のそれぞれに対する期待とパートナーシップのあり方は異なってくるのではないか。申請書だけでなく、成果・モニタリング・評価の諸指標も異なり得るのではないか。

本来、NGO の独自性を活かしつつ JICA の委託事業とすることの矛盾はないのか。あるいはどのように関係を再構築することによって矛盾ではなく真のパートナーシップを形成しうるのか。議論を深化する必要があるか。既に採択された若干の支援・パートナー両型に、NGO 活動だけでは点での活動にすぎなかったプロジェクトが、JICA と組むことにより現地行政の関心を喚起し、将来面としての展開の可能性が垣間見える案件が散見される。これは極めて大切な効果であり、長期的観点からより重視されるべき側面である。

(iii) 「背景と必要性・妥当性」に関しては、マクロあるいは経済・社会全般の状況が叙述されることが多い。しかしこの全体状況が、プロジェクト実施予定地域の正確な状況把握であるとは限らない。確かに既存のミクロのデータは少ないかもしれないが、プロジェクト実施地点の状況把握が必要である。さもないと、他機関のプロジェクトとの重複が後日判明して実施コミュニティの変更やプロジェクト内容の変更を余儀なくされることもある。この場合一旦案件が採択されたからといって、1年ぐらいの経過期間を経て「マイナー」な変更として「オリジナル」プロジェクトの実施を保証するのか、検討が必要である。この事例は、どちらかという、「パートナー型」に起こり得ることで、活動内容がある程度パターン化

され、ある程度の常勤スタッフを本部・現地ともに抱え国際的に展開している NGO で散見された。国内の提案団体としての本部と現地の実施事務所の決定権やプロジェクト運営上の責任等は明確になっているのか、少なくとも NGO 側の体制を確認する必要はないか。

(iv) プロジェクトマネージャーの満たすべき要件は何か。

プロジェクトマネージャーの要件が明らかでない。プロジェクト自体の運営上の責任を負うとは判断しかねる大きな組織の責任者をプロジェクトマネージャーとし、プロジェクトマネージャーの現地滞在が全体で1, 2週間であったり、それを数回に分けて実施したり、その役割が定かでないケースが散見される。このような場合に提案団体は独自の名称をつけた人員を配置したり、現地調整員に現場の実質的責任を委ねていたり、プロジェクトマネージャーの役割が明確でない。JICA 側もそれを許容しているように見受けられる。必要なのはプロジェクトマネージャーの役割の明確化とそれを満たす要件の明示である。より実質を形に移すことで、プロジェクトマネージャーと現地調整員の役割分担と責任が明確になるだろう。プロジェクトマネージャーに求められる expertise はなにか。「支援型」と「パートナー型」でその役割・機能に違いがあって良いのではないか。

さらに、プロジェクトマネージャーが現地の人材であることがより効率的なプロジェクト運営を可能にするケースもあるかもしれない(「パートナー型」の申請で一件あり)。この場合は本部と現地実施期間(カウンターパート)との関係が明確で責任の所在が確認でき、かつ現地人材のプロジェクトマネージャー配置が望ましいと判断できれば、その配置に同意することができるのか。

(v) 有識者の役割と審査ガイドライン

有識者の役割に関しては国内機関、在外事務所、NGO ともに多くの疑問を提起している。一つには有識者のコメントの時期が問題だろう。折角提案書提出段階までプロジェクトを国内機関と NGO で作り上げた段階で、「そもそもこのプロジェクトは……」と否定的コメントを受けることは当事者にとっては心外だろう。しかし有識者も開発の専門家としてプロジェクトを検討したとき、最終段階といえども「スジの良い」プロジェクトと判断できない案件もある。判断基準は a) ニーズ、目標、投入、活動、期待する成果、指標等から判断して「スジの良い」プロジェクトで、国民はこの案件に納得するか b) NGO 独自プロジェクトとしては良くても JICA 委託として相応しいかである。JICA 職員は開発のプロでプロジェクトの良否の判断は正確かもしれないが、JICA ではなく「外」(有識者)の目から見たときに異なる見解が出てくる可能性はある。コメントの時期と何を判断することを

求めるのか明確になることが必要だ。その意味で、審査ガイドライン作成が期待される。

有識者の役割は何か。プロセスのどの段階で係わるのか、「専門家」として係わるのか「国民の代表」としてか。案件実施をよりよくするためのアドバイスが任務か、それともプロジェクトの根源に関する疑問を提起できるのか。「パートナー型」と「支援型」では役割は異なるのか。「専門家」と「国民の代表」との役割はどう関連するのか。二分法で簡単に決着がつく問題ではないように思われ、一層の議論が必要だと思う。

(補足)

「有識者の 2 つの役割」論から現在この考え方がほぼ定着している。この考え方は分かり易い響きを持つが、実際に審査やアドバイスをする立場にたつてこれを使い分けようとする困難にぶつかる。このガイドラインを読みながら実際に自分を審査者やアドバイザーの立場において考えてみて、それを実感している。現実の問題として私は何の専門家と考えられているのだろうか。広く捉えると「開発問題」「開発協力」の専門家と捉えられているのだろうか。もしかしたら私は「ジェンダー」の専門家と考えられているのか。狭義では、私は日本では数少ない「ジェンダー視点」を色濃く持ち、NGO の役割に大きく期待する「開発経済学を専門とする研究者だ」と思う。私はそれ以外の立場から、すなわち、「国民の代表の立場」からは、コンセプト・ペーパーの審査はできないと思う。審査には明確な基準が必要で、その前提として審査者の明確なかわりの根拠が必要であり、私の場合は、広く人間開発を進めるのに役立つプロジェクトか否かの判断がまず第一にある。この判断は、「国民の代表の立場」からできる判断だろうか？

「国民の代表の立場」論の由来は理解している。例えば、環境問題にしても、医療問題にしても、私はその「専門家」ではない。では、何の資格(capacity という意味)でそれらの分野のプロジェクトを「審査」(これまで私たちは自分たちを審査者とは規定してきておらず、コメントを書く者と規定してきているに過ぎない)してきたのか？私はやはり、「国民の代表」としてではなく、「開発および開発協力」についての知見と経験をもつ個人として提案書を読みコメントを書いた。

これまでアンケートや確認調査から、有識者の役割に関して大きな疑問や苦情があることは承知している。これは提案者や国内機関からすれば、当然に、提案書をまとめ最終段階に到達した段階で「そもそも……」と否定的コメントを書か

れては、それまでのプロセスが否定され何をやってきたのかということになる。しかし初めて提案書を読む側としては、「何でこのようなプロジェクトが……」ということもある。これは有識者が提案書(あるいはコンセプト・ペーパー)をどの時点で読むかが検討・合意されれば解決可能であろう。しかし、どのキャパシティで読むかとなると難しい。更に、最終段階で、より良いプロジェクトとするためのテクニカルなアドバイスを「専門家」としてするとすると、環境問題にしても、医療問題にしても、4人の有識者では手に余ることにならないか。改めて「専門性」「有識者」とは何かの問題に帰って来てしまう。

e. これまで欠落していたが検討を要する事項

(i) 巡回指導員・相談員の派遣

十分な個別専門家の派遣が含まれていない案件で、かつプロジェクトマネージャーが案件の活動分野の専門家でない場合、漠然と問題と感じている事柄の「問題性」を明確にし、問題解決により効果的に対応するための助言を行う人材を短期ベースで派遣することが有効ではないか。数カ国を巡回する本部派遣の巡回指導・相談員、あるいは既に対象国に派遣されている専門家等人材は固定される必要はないが、技術上の相談を受け円滑なプロジェクト運営への助言が可能な人材の派遣である。

(ii) JICAのジェンダー主流化政策を草の根技術協力スキームでどのように実現するか。

北京行動綱領で男女共同参画社会実現の戦略として取り上げられたのがジェンダー主流化である。開発支援プロジェクト実施の文脈で主流化を捉えると、一方で案件形成のためのニーズ調査の段階からその社会のジェンダー関係を認識し、男女の役割、責任、それを満たすべき資源へのアクセス等を十分に把握・分析することである。同時に、ニーズを反映したプロジェクトの企画・策定・実施の全過程に男女が参画できる体制を作り・実行することである。さらにこの過程はモニタリング・評価とフィードバックでも実現されなければならない。これは平等論議から必要とされるのみならず、希少資源の効率的・効果的利用による高い開発効果という側面からも必須であることが過去の実証研究から明らかになっている。「第2次分野別ジェンダー・WID研究会」が示した「ODAのジェンダー主流化」の提案をどのように具体的に案件形成の支援・案件審査・モニタリング・事後評価などに取り入れるかの具体的な作業が必要となる。その為にはまずJICAの中で「ジェンダー視点の導入が個人だけでなく、組織や社会全体に成果をもたらす」という

認識を広めることが大切である。同時に、提案団体とのコンサルテーション、NGOとの協議などあらゆる機会を活用して、この認識を NGO とも共有する努力が必要と思われる。

(iii) 制度は発足したばかりで事業終了後の評価段階に達していないが、今後は終了後評価が問題となる。更に終了後評価に加えて、NGO の自己評価に任せられているモニタリング・終了時評価にしても、一種のメタ評価による草の根技術協力の総合評価も必要になるであろう。一連の評価に関する準備も必要である。これらの評価では目標指標、経過指標、成果指標等も含み可能な限り男女別のデータを採用、ジェンダー統計の整備を計ることが肝要である。これは採択案件のジェンダー・インパクトを評価するためのみならず、今後の案件審査においても、また NGO のプロジェクト形成のための基礎資料としても貴重である。草の根技術協力とは限らず一般に、これまで基礎データの不存在を理由に案件のジェンダー・インパクト評価が避けられ、意図せざるジェンダー不平等の拡大・悪化を招いたことがある。ジェンダー統計整備は何処かの時点で始められなければならない、草の根技術協力は良い出発点である。

(iv) JICA , NGO ともに草の根技術協力スキーム強化のためのキャパシティ・ビルディングが必要である。

人的資源集約型の本スキームの特長から、スキームの更なる充実のためには、それに適した人材配置が本部、国内機関、在外事務所すべてにおいて必要となる。人材の量的強化に加えてその質的強化がスキーム成功のカギとなる。NGO デスクの開設はそれに向かったの大きな一歩であるが、ジェンダー・トレーニングを含めて、草の根支援のための組織的・人的キャパシティ・ビルディングが課題である。JICA のキャパシティ強化の効果を高めるためには、これまでも増して、ワークショップや研修会の開催など、これとマッチするこれまで以上の NGO のキャパシティ・ビルディング支援も必要である。

(iv) 「支援型」・「パートナー型」のいずれに関しても、JICA の他のスキームとの連携や次なる展開として他のスキームへの継承・発展なども視野に入れた、中長期的可能性の展望も検討課題であろう。

(3) 赤石教授による考察

はじめに

この 3 月に調査団の一員として、カンボジアとフィリピンでのプロジェクト現場を訪問し、また関係者からのヒアリングを通して、草の根技術協力事業(以

下、本事業)に係る、いくつかの重要な課題が鮮明になりました。ここでは、最初にそもそも本事業の意義はどこにあったのかを再確認し、次に今回の調査などから見えてきた、制度の改善の留意点について、特に強調したい点を幾つか提示したいと考えます。

草の根技術協力事業の本来的意義について

本事業は、国民参加型国際協力の具現化であり、その一形態であるといえます。新政府開発援助大綱(2003年8月閣議決定)は、国民参加について「ODAに対する国民の理解を得ることが重要であり、幅広い国民参加を促進」しなければならないとし、そのために「国民各層の援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民からの意見に耳を傾け、開発事業に関する提案の募集やボランティア活動への協力などを行う」とうたっています。

どちらかといえば、新大綱はエッセンスのみの記述であり、あまり丁寧な表現がされているとはいえません。その点、この新大綱の作成に先立ち報告された「第2次 ODA 改革懇談会最終報告」(2002年3月)は、もう少し踏み込んだ表現で、この点に言及しています。

「いま日本の ODA に求められているのは、国民の潜在的な意欲や能力を積極的に引き出し、これを開花させるための具体的な取組みである」

「日本経済の低迷がつづき、社会が内向きになっているようにみえながら、(中略)困窮する国々、貧困に苦しむ人々を助けたいという日本人の心は薄らいでいない」

「わが国の ODA は、現在転換点を迎えている。国民参加の時代の幕開けである。ODA は、貧困に苦しむ開発途上国の住民が人間らしく生きていけるようお願い、同じ目線で助力の手を差し伸べるものでなければならない。問題は、その願いと行動を、国民相互の間でいかに共有し、ODA 活動への国民各層の広範な参加を促す仕組みをどうつくるかである」

「国民参加の ODA をいかに実現するか、(中略)国民各層、各分野の貴重な知見を吸収するための具体的な枠組みを構想した。また ODA のみならず、広く国際協力に参加したいと考える人々を発掘し、育成し、活用する方策を提言した。これらはいずれも、一人でも多くの国民が ODA に参加するよう願っての提案である」

幅広い国民参加型の国際協力を実施するためには、国民一般へのアプローチを重視するとともに、NGOや大学などと政府機関との連携が重要であること

はいうまでもありません。ODA 改革懇談会は、この点についても「官と民が協力すると同時に、相互に切磋琢磨すべきである」と提言しています。本事業は、まさしくこの精神の具現であるといえます。NGO は、本事業を通して、第一義的には自らの得意分野とすることをさらに一層進展させるとともに、より本質的には、ひとりよがりや思い込みを排して、真に必要な支援・協力を推進するにふさわしい専門的な能力を形成することにあると私は考えています。JICA はそのための、もっとも有力なパートナーになれると確信します。一方で、JICA 側もまた、NGO の先見性や創造性に注目し、いかにして協力先の草の根の人々の主体的な関与を形成しうるかについて学ぶことも必要となってきます。

しかし、今回の調査でも明らかになったのですが、現実はずしも新大綱などが提案したような、理想的な関係から形成されているとはいえません。現実には厳しいと言わざるを得ないのです。NGO 側の組織的な力量強化が不可欠であるし、JICA 側も各センターや在外事務所に、本事業の趣旨が十分徹底しているとは言いがたいのが現状です。それでもやはり、新大綱などが掲げた理念は追求すべきです。そうした理念と現実とをいかに融合させていくかが、重要なカギとなるでしょう。

制度改善の留意点

以下の留意点は、すでに調査団の合意として提案されているものも含まれていますが、今回の調査のなかで特に強く意識した点について、私なりに改めてまとめたものです。

- a. 募集要項では、事業の内容とプロセスが具体的にみえるような記述ができる様式を指定することが望まれます。例えば、これまでの「投入」「スケジュール」などを統合して、「事業の実施計画」とすることなどです。
- b. 現地側のニーズ把握について、誰にとって最終的に必要なことなのかが見えるような記述の必要があります。募集要項の中の「住民に直接裨益する事業」を「住民に直接裨益することを目的する事業」と明確化することなども必要になります。
- c. 日本側の実施体制の中で、事業に係る組織全体の責任者と、現地でのプロジェクト実施責任者（つまりプロジェクトマネージャー）とは、必要によって分けても良いと考えます。そのかわり、プロジェクトマネージャーについては、現地との日常的な関係が可能であることを必須条件とすべきです。その際、長期的に派遣されているかは絶対要件ではありませんが、可能な限り、

その期間是最優先で取り組める人間を配置することが肝要です。特に大学機関の教員等がプロジェクトマネージャーの場合、本来業務を休職するくらいの体制ができなければならないと考えます。大学側が、プロジェクトマネージャーを非常勤の契約職員として採用する方法も考えられます。

- d. 審査ガイドラインの中での、フィードバックの意味について、「誰にとって」「どのような効果があるか」を考えたいと思います。「誰にとって」という意味では、国民一般にとって、提案団体にとって、JICA にとっての3視点です。「どのような効果があるか」という意味では、広報効果、開発教育効果、提案団体と JICA 双方の組織成長効果からの3視点です。これらを組み合わせて考慮する必要があります。特に開発教育効果に係る視点については、格別の配慮が求められます。
- e. 現地カウンターパートと、日本側実施団体との関係、またはそうした関係作りの方向がみえるようなコンサルテーションと申請書作成が望まれます。現地側とのパートナーシップを基本にしながら、現地への波及効果やインパクトを図ることが重要であり、それはすなわち、彼らのオーナーシップの重要性を相互に認識することであると考えます。何よりも、そのために彼ら自身のエンパワーメントのプロセスが明確になるような申請書であることが期待されます。

今後の課題～「制度改善」の枠を越えて

これまで本事業の最終コメント（有識者コメント）を担当して率直に感じたことがいくつもあり、今回の調査で、そのことを改めて再認識するに至りました。以下の点は、制度の技術的な改善ではすまないことも含まれているように思います。今後の事業全体の進展のために考慮していきたいと考えます。

- a. いま日本の NGO などに求められていることは、案件提案・形成能力よりも、むしろ案件発掘能力ではないのかと思います。NGO などが誰とつきあい、誰をみているのか、真に必要とされる案件を発掘できているのか、疑問に思うことがしばしばでした。実は NGO に限らず、日本の国際協力機関にとって重要なことは、日常的なニーズの発見力であり、そのための調査力ではないかと思います。本事業と関連させて、ニーズ発掘とその意義の確認のための調査経費支援も、別に考慮して良い課題となってきました。そのことが良い案件形成に確実に繋がります。
- b. 良い案件形成の次に必要な、NGO などの案件実施能力は、結局は組織自体の

強化、いわゆるキャパシティ・ビルディングにかかっているといても過言ではありません。そのための多様な研修機会の提供が重要になってきます。可能な限り、JICAの各センターごとに行うことが求められます。各センターは、説明会と研修会とをセットにした機会を多くつくり、NGOなどに呼びかけるわけです。

3. 草の根技術協力事業の具体的な改善策について

(1) 審査ガイドライン

本調査による要望事項を踏まえ、これまでの「パートナー型」の内容審査票の項目をより明確かつ詳細にする形で、チェック項目(案)の作成を行った(別添資料3)。

このチェック項目(案)は、国内機関、在外事務所及び国内事業部の役割分担を明確にする観点から、5つの視点(「団体としての経験・能力」、「業務従事者(国内・外)責任者の経験・能力」、「事業の必要性」、「事業の有効性・効率性」及び「事業効果の持続性」)から国内機関及び在外事務所が各々の担当範囲で採点を行い(各50点満点の計100点満点)、各項目につき、「支援型」については60%以上(12点以上)、「パートナー型」については70%以上(14点以上)取得した提案事業のみ総合点数を算出し、国内事業部にて採択内定の可否を審査する方式が望ましいと考える。

(2) 「支援型」の制度改善

これまで各国内機関では、提案団体から事業提案を受けて採択内定に至るまで随時コンサルテーションを行ってきた。この方法は、提案団体の発意を実現する趣旨から行われてきたが、本調査により、提案団体の中には、採択内定に至るまでコンサルテーションを受けることは、他事業への申請が行えないことを意味し、むしろ一定期間にて採択可否の目処を明確にして欲しい、との要望が高かった。

この要望を踏まえ、申請団体に対して一定期間内にて採択可否の目処を通知する方法を採用する場合の作業フロー図(案)を別添資料4にて提示する。

この作業フローに沿った各手順の補足説明は以下のとおり。

提案団体から関心表明があった時点で、提案団体に対し事業提案書1(コンセプトペーパー)の提出を求める。

事業提案書1は、従来の事業提案書の簡易版であり、内容は別添資料4のと

おりである。事業提案書 1 を作成する意図は、まずは提案団体と JICA 国内機関間で提案事業のコンセプトについて共通の認識を持つことである。

提案団体からの事業提案書 1 (コンセプトペーパー) の入手後、担当の国内機関はコンサルテーションを開始。

チェック項目の内容を参考としつつ、コンサルテーションを実施。

その際、国内機関は必要に応じ、在外事務所の助言を求める。

事業提案書 1 (コンセプトペーパー) に対するコンサルテーションを通じ、国内機関にて実施すべきと判断した事業については、国内事業部に対し、提案団体作成の事業提案書 1 (コンセプトペーパー)、チェック項目の採点結果及び推薦状を送付。

の関連資料を入手後、以下の作業を同時並行的に実施。

- ・ 法定協議・大使館コメントの依頼
- ・ 在外事務所にてチェック項目に沿った採点
- ・ 国際協力専門員・有識者による助言

国内事業部にて国内機関及び在外事務所の採点結果及び国際協力専門員・有識者による助言を参考にしつつ、採択すべき事業を選定。

採択すべきと判断した事業は、国内機関を通じて提案団体に対し、事業提案書 2 (従来の事業提案書) の作成を依頼。

(事業提案書 2 の作成依頼を行う事業は、可能な限り全案件実施する方向。)

提案団体にて事業提案書 2 の作成後、国内事業部は、国内機関・在外事務所・有識者・国際協力専門員による助言内容を踏まえ、採択内定の可否につき最終判断を行う。

最終判断の判断区分は「採択内定」、「条件付採択内定」及び「不採択」の 3 種に限定。なお、「条件付採択内定」については事業提案書 2 の書き直しを依頼することになる。

(3) 今後の具体的な作業

上述の(1)及び(2)の内容は、本調査団の提案内容としての位置づけであることから、今後国内事業部を中心として、国内機関及び在外事務所との協議を通じて具体的な改善に向け、作業を進めることが必要である。

各種要望事項と今後の対応案（ロングリスト）

本調査の3つの調査項目（審査ガイドラインの策定、募集要項の改定、草の根技術協力事業に対する全般的な気づき等）について、JICA 審査者のヒアリング結果及び現地調査による要望内容及び右要望内容に対する対応案は以下のとおり。

・ 審査ガイドラインの策定

要望項目	要望内容	今後の対応案
国内機関、国内事業部及び在外事務所間の役割分担	3者間（国内機関・在外事務所・国内事業部）での役割分担の明確化。	チェック項目を2者間（国内機関・在外事務所）で分担し、国内事業部は、審査時に国内の地域バランスや開発途上地域の地域バランスを考慮した上で、採択内定案件を検討する。
	国内機関と在外事務所間の評価項目を分けるべき。	
	国内事業部の視点として、国内・海外の地域バランスを考えるべき。	
有識者の役割	有識者の役割は主に2つ。「各々の専門の立場からのコメント」と「国民の代表の立場からのコメント」。	有識者の位置づけにつき、更に議論の上検討する必要がある。
	有識者の役割は何か（プロセスのどの段階で係わるのか、専門家として係わるのか国民の代表としてか。案件実施をよりよくするためのアドバイスが任務か、それともプロジェクトの根源に関する疑問を提起できるのか）。パートナー型と支援型では役割は異なるのか。	
	有識者の役割に関しては、国内機関、在外事務所、NGOともに多くの疑問を提起している。ひとつには有識者のコメントの時期が問題だろう。折角、提案書提出段階までプロジェクトを国内機関とNGOで作り上げた段階で、「そもそもこのプロジェクトは・・・」と否定的なコメントを受けることは心外であろう。	
	有識者からのコメントが多様であり、またその位置付けも不明確である。	

要望項目	要望内容	今後の対応案
	コメントが厳しすぎたり、ネガティブチェックに終始していることがある	
審査プロセスにおける有識者コメント	<p>最終段階でのコメントでは修正がきかないことがあるため、有識者からのコメントする時期が適切なきよになされるようにする。</p> <p>コメント依頼に対する対応が遅く、又そのやり取りに多大な時間を要し、事業の開始時期が遅れてしまった事がある。</p>	有識者に対し、事前に業務の都合にあわせて可能なコメント提出日を確認した上で、それを守って頂くよう働きかけを行う。有識者によるコメント内容のやりとりについては継続する(第三者からの指摘を尊重)。
審査時のチェック項目	<p>「必ずクリアすべき」項目と「クリアした方がよい」項目を分けるべき。</p> <p>評価項目及びコメント欄に「必ずクリアすべき項目」と「できればクリアすべき項目」に区分すべき。</p>	チェック項目の配点の高低により、チェック内容の重要度を反映する。
プロジェクトマネージャーの役割・基準	日本側の実施体制の中で、事業に係る組織全体の責任者と、現地でのプロジェクト実施責任者(つまりプロジェクトマネージャー)とは、必要によって分けても良いと考える。そのかわり、プロジェクトマネージャーについては、現地との日常的な関係が可能であることを必須条件とすべき。その際、長期的に派遣されているかは絶対要件ではないが、可能な限り、その期間是最優先で取り組める人間を配置することが肝要。特に大学機関の教員等がプロジェクトマネージャーの場合、本来業務を休職するくらいの体制ができなければならないと考える。逆に、大学として、プロジェクトマネージャーに非常勤として、別に契約職員として採用する方法も考えられる。	プロジェクトマネージャーについてのチェック項目の内容を検討する。

要望項目	要望内容	今後の対応案
	<p>プロジェクトマネージャーの基準を要整理(事業実施のための分野の基準+国際協力(他 NGO への働きかけや現地の地方自治体への働きかけ等)の基準)。(例:事業提案時のプロジェクトマネージャーと実施時点のプロジェクトマネージャーが異なった場合、何を基準にこの交代を OK とするか?)</p> <p>「プロジェクトマネージャーの要件、プロジェクトマネージャーと現地調整員(日本人人材・現地人材)の関係、提案団体としての責任者」</p> <p>プロジェクトマネージャーの現地での活動期間、求められる expertise は何か。実施案件に提案団体として責任を持つのは誰か、プロジェクトマネージャーかあるいは必ずしも現地に常駐しない別の人材か? 支援型とパートナー型でその役割・機能に違いがあって良いのではないか。</p>	
プロジェクトマネージャーの満たすべき要件	プロジェクトマネージャーの満たすべき要件は何か。プロジェクトマネージャーの要件が明らかではない。プロジェクト自体の運営上の責任を負うとは判断しかねる大きな組織の責任者をプロジェクトマネージャーとして、プロジェクトマネージャーの現地滞在が全体で1,2週間であったり、それを数回に分けて実施したり、その役割が定かでないケースが散見される。このような場合に提案団体は独自の名称をつけた人員を配置したり、現地調整員に現場の実質的責任を委ねていたり、プロジェクトマネージャーの役割が明確ではない。JICA もそれを要因しているように見受けられる。	プロジェクトマネージャーの満たすべき要件を検討する。
草の根支援型とパートナー型の審査ガイドライン上の区分	<p>支援型及びパートナー型を分けてガイドラインを作成すべき(各制度の対象となる NGO が異なるため)</p> <p>支援型とパートナー型の評価項目・視点は異なるべきである。特に支援型については再検討が必要。</p>	チェック項目は統一するが、両制度間にて採択内定の条件となる得点には差をつけ、採択内定ラインを区分する。

要望項目	要望内容	今後の対応案
	支援型案件においては「NGO を育成する」という方針があることから、在外事務所としてどこまで厳しくコメントして良いか分からない。	
チェック項目の体裁	<p>コンサルテーションに役立つためのチェック項目とするため、各チェック項目の前頁に、「事業提案書を読むにあたっての心構え」を記述すべき(草の根技術協力事業の根拠となる国際協力機構法第13条1項3号の主旨(特に「国民等の活動の促進・助長」の文言)を含む)。</p>	<p>チェック項目の前頁に、「事業提案書を読むにあたっての心構え」の作成を行う(草の根技術協力事業の根拠となる国際協力機構法第13条1項3号の主旨(特に「国民等の活動の促進・助長」の文言)を含む)。</p>
	チェック項目の順序を工夫すべき。Why からではなく What ,How から始まる項目にすべき。	チェック項目の順序を事業の背景や必要性(Why)からではなく活動内容やアプローチ(What ,How)からはじまる項目に変更する。
	各チェック項目に解説を加えるべき。	必要に応じてチェック項目に解説を加える。
チェック項目の内容	<p>草の根度の基準づくりが必要 「直接性(受益者が村人なのか、組合なのか、村役場なのか)+参加性(住民が事業に参加する内容かどうか)。」</p>	<p>草の根度を判断する際、「直接性(受益者が村人なのか、組合なのか、村役場なのか)+参加性(住民が事業に参加する内容かどうか)」を基準とし、チェック項目に反映する。</p>
	「実施方針は明確か？」の項目は差がつけられない。	「実施方針は明確か？」の項目の削除。
	「自立発展性」の名称を要変更。「3年後のビジョン」? 「効果持続性」?	<p>「自立発展性」の名称を「活動・効果の継続性」に名称変更し、事業終了時に求める内容として「将来的に地域住民が自立発展できる足がかりを作ることができる」とこととする。</p>
	「自立発展性」概念の明確化が必要。	
	3年で現地住民が自立発展するのは困難であるので、評価項目の自立発展性の定義を再検討するべきである。「事業終了後、実施団体が JICA の支援に頼らず自主事業として運営できる」、「将来的に	

要望項目	要望内容	今後の対応案
	地域住民が自立発展できる足がかりを作ることができる」など。	
	「提案団体の本事業以外の活動へのフィードバック度」は NGO の成長を促す上からも必要。	「提案団体の本事業以外の活動へのフィードバック度」の項目は引き続きチェック項目として設定。
	<p>判断の材料として以下の観点あり。</p> <p>「NGO 独自でやればよい事業なのか？もしくは JICA が支援すべき事業なのか？」</p> <p>「現地の様子がイメージできるか？」</p> <p>「課題が適切か？」 「他の課題と比較できているのか？」</p> <p>「プロジェクトマネージャーは責任感を持っているのか？」</p>	<p>以下の視点についてチェック項目への追加を検討する。</p> <p>「NGO 独自でやればよい事業なのか？もしくは JICA が支援すべき事業なのか？」</p> <p>「現地の様子がイメージできるか？」</p> <p>「課題が適切か？」 「他の課題と比較できているのか？」</p> <p>「プロジェクトマネージャーは責任感を持っているのか？」</p>
	フィードバックの意味について、誰にとって、どのような効果があるかを考えたい。は、国民一般にとって、提案団体にとって、JICA にとっての 3 点。は広報効果、開発教育効果、提案団体と JICA 双方の組織成長効果の 3 点。これらを組み合わせて考慮する必要がある。	事業効果については、広報効果、開発教育効果、提案団体と JICA 双方の組織成長効果につき、チェック項目への反映を検討する。
	<p>「現地でのカウンターパート・先方実施団体(行政機関や現地 NGOs)に関する提案団体の現状把握に甘さがないか？」</p> <p>現地の案件実施団体・カウンターパートの区分が必ずしも明確でなく、またそれに相応しい十分な物的・人的・技術的キャパシティを備えているかの確認作業が必ずしも的確ではないかもしれない。現地の案件実施団体・カウンターパートは、案件のニーズを的確に把握し、提案団体と同じ優先順位を置いている施策・案件の実施に当たっているか。日本からの技術移転を</p>	<p>チェック項目において、現地でのカウンターパート・先方実施団体に対する以下の内容をより明確にする。</p> <p>現地でのカウンターパート・先方実施団体が有する人材・資機材・技術は、事業実施上支障ないか？</p> <p>カウンターパート・先方実施団体が現地の地方自治体である場合、同自治体</p>

要望項目	要望内容	今後の対応案
	<p>十分意識的に行っているか？</p> <p>カウンターパート・先方実施団体がローカル行政部門である場合、案件あるいはその長期的な成果の実現と発展性の観点からそのコミットメントを高める必要がある。行政が必ずしも現在のカウンターパートではないとしても、将来の継続性から緊密な連携を持つことが好ましいと思われる場合でも必ずしも日常業務上の有効な連携が計られていないケースが見られた(森林案件と現地農業局、地域保健、女性エンパワーメント)。</p> <p>活動を将来相手国の行政の面的拡大に持ってゆくためにも、これは必要な活動ではないか。ここに単に NGOs の活動として事業を行うことと JICA と組んで実施することとの相違があるのではないか？</p> <p>地元行政や他の NGOs の提供するサービスをよりの確に判断し、相互の補完関係を築きより効率的効果的なサービスの提供が可能とならないか。</p> <p>事業提案書では読み取る事が困難な現地カウンターパートや現地政府機関からどの程度協力を得られるか、援助の緊急性、又住民組織の活動状況などに関する調査・確認を行うべき。</p> <p>事業提案団体の過去・現在行われている事業の状況及び現地での評判を確認すべき。</p> <p>事業の中で投入される施設、機材の所有・管理についての計画についても審査項目に加えるべき。</p>	<p>は提案事業に積極的に関与しているか？</p> <p>事業の中で投入される施設、機材の所有・管理についての計画についてチェック項目に加える。</p>

要望項目	要望内容	今後の対応案
在外事務所でのチェック項目採点時の留意点	在外事務所から「現地ではどのような協力が求められているか」といった記載事項や現地で提案案件と連携の可能性のある JICA 専門家による提案案件の審査やコメントがあると良い。	在外事務所にて採点を行う際、必要に応じ、当該分野の JICA 派遣専門家等の助言を考慮した上で採点を行う。

・募集要項の改定

要望項目	要望内容	今後の対応策
草の根技術協力事業の目的	本事業を通じて JICA は何を達成したいのか、事業設立の目的を明記すべき。	機構法(第13条第3項)の文言を引用し、開発途上地域の住民に対する支援を通じた経済及び社会の発展または復興に資する目的を明記。
技術協力についての説明	<p>JICA はもっと「技術協力」を前面に出した募集要項を作成すべき(外務省(日本 NGO 支援無償)と草の根技術協力事業の制度上の区分がわかりにくいため)。</p> <p>技術協力に関して、3点の要検討事項がある。</p> <p>技術協力として多くの案件が短期間でもなるべく多くの日本人の派遣を提案しているが、技術協力が「日本人による」協力なのか、「日本人を介した」協力なのか、あるいは両者を含むのか判り難い。例えばファシリテーターやコーディネータは日本人であって、現地での直接の技術提供者や技術移転者は現地の人材で良いのか明確になっていない。また、技術移転が必ずしも強く意識されていない場合がある。</p> <p>「技術」の定義として、パートナー型によく見られる、日本人の特定技術は投入しないが、コーディネータの派遣による「コーディネート技術」の投入を、技術協力の「技術」とみなすか。特にパートナー型の場合は日本にある本部と現地事務所なり現地に設立した NGO として「支部」なりとの関係にも関わるが、コーディネータのみの日本からの派遣提案もある。これでも技術協力と認められるのかどうか明確ではない。</p>	<p>募集要項中に技術協力の解釈について既に記述済み。</p> <p>草の根技術協力事業における技術協力は、主に「日本人による」協力を想定している旨、記述を検討。</p> <p>「コーディネート技術」の投入も技術協力の「技術」とみなすが、日本人が「コーディネート技術」のみを支援する技術協力は想定いない旨、記述。</p>
助成金との区分	草の根技術協力事業が助成金でない点を提案団体に口頭説明すべき(文章にすると募集要項の分量が増えてしまうため)。	募集要項中の「はじめに」に助成金と草の根技術協力の違いについて記述しており、今後とも草の根技術協力事業の説明会等

要望項目	要望内容	今後の対応策
	<p>本事業を助成金と取り違えている団体が多く見られるので、助成金との違いをもう少し強調して書く。</p> <p>「補助金と草の根技協の相異を明確にしなが、JICA と NGOs の関係のあり方をより明確にできないか(あるいはより多様なあり方が模索できないか)」</p> <p>JICA が NGOs との関係をどう捉えるかが問題となる。パートナー型では提案団体はプロジェクト形成能力を十分に持つ場合が多く、JICA の技術的・組織的支援を必ずしも求めている(財政的支援が主たる関心事であることが多い)。これに対して、支援型では申請書の作成も JICA の手助けを必要とする団体がある。JICA と NGOs のそれぞれに対する期待とパートナーシップのあり方は異なってくるのではないか。申請書だけでなく、成果・モニタリング・評価の諸指標も異なり得るのではないか。</p>	<p>を通じて、提案団体に説明。</p>
<p>「直接裨益」・「現地ニーズ」・「草の根度」</p>	<p>「直接裨益」とは最終的に住民が利益を供与すること。</p> <p>現地側のニーズ把握について、誰にとって最終的に必要なことなのかが見えるような記述の必要がある。「住民に直接裨益する事業」を「住民に直接裨益することを目的する事業」と明確化すること等。</p> <p>事業例の提示は提案団体に先入観を抱かせてしまう恐れがあるので、HP での掲載にとどめる。</p> <p>「草の根」度、「直接裨益」の概念は恐らく抽象的な文章による説明だけではなく、過去の採択案件を例示することによる具体的説明も可能ではないか。</p>	<p>募集要項中の「直接役立つ事業」の意味を補足説明(「直接役立つ」とは、「住民自身が事業を通じて生活の上で何らかを享受すること」)。</p>
<p>日本国民への還元</p>	<p>「日本への還元(相互学習性)」「訪問者の受入」をもっと強調してもよいのではないか。</p>	<p>募集要項に「日本への還元(相互学習性)」「訪問者の受入」の内容を加えること。</p>
<p>採択予定案件数の明示</p>	<p>「採否の大まかな目安(可能性)を提示するのがよいのではないか」</p>	<p>募集要項に、前年度の採択案件数の記述。</p>

要望項目	要望内容	今後の対応策
	<p>パートナー型にしる支援型にしる、予算枠の観点から困難かもしれないが、過去の実績を示すことによって、採択にはかなりの競争があることを示唆するのが提案団体にとって親切ではないか。</p> <p>予算面から見た当該年度の採択可能性案件数の提示があっても良い。</p>	
緊急性	「復興支援などの緊急性の高い事業 / 対象地域であること」という項目は、「緊急に対応できていない実情から、早急に支援の必要のある、支援を必要としている度合いが高い」等の表現に改定。	募集要項に左記のとおり表現を改定。
事業提案書の様式	<p>事業提案書における活動内容の記載部分を拡充する。</p> <p>事業の内容とプロセスが具体的にみえるような記述ができる様式を指定すること。例えば、これまでの「投入」「スケジュール」等を統合して、「事業の実施計画」とすること等。</p> <p>「背景と必要性・妥当性」に関しては、マクロあるいは経済・社会全般の状況が叙述されることが多い。しかし、この全体状況が、プロジェクト実施予定地域の正確な状況把握であるとは限らない。</p> <p>NGOsも活動内容が十分に記述できず、また予算項目上「活動費」もなく活動内容のアピールがしにくいと感じている。現行申請書はPDMを中心にできており、特に、支援型の提案団体にとっては書きやすい書式でない。モニタリングも同様であり、現場の活動をよりヴィヴィッドに表現できかつ現場にいない人々にも動きが伝わるような、プロセス・インディケータが工夫できないか。</p> <p>現地カウンターパートと、日本側実施団体との関係、またそうした関係作りの方向が見えるようなコンサルテーションと申請書作成が望まれる。</p>	具体的な様式は今後検討。
申請～実施プロセス	事業の規模・期間に関して、何ヶ月からの事業が可能であるのか分	申請～事業開始まで少なくともXヶ月以

要望項目	要望内容	今後の対応策
	からない。	上という記述を追加する。
事業名称の誤解	支援型という名前から、計画から実施に至るまで JICA が現地との調整・手続きを支援してくれると期待しているケースが多い。	支援型の説明部分に JICA が現地との調整・手続きを支援する意味ではない点を明記。
市民の意味	“日本の市民に対して国際協力への理解と参加を・・・”という記述があるが、市民とは応募した団体の事をさすのか？広報をしっかりと行うということなのか？文章の意図が分からない。	市民とは日本国民及び在日外国人を指す。敢えてこの定義を募集要項に掲載する必要性は低い。

・草の根技術協力事業に対する全般的な気づき等

要望項目	要望事項	今後の対応案
1. 支援型・パートナー型共通		
国内機関・国内事業部・ 在外事務所間の情報提供・管理	国内機関の行動規範を求めるべき(メールでのやりとりが多すぎるとともに、JICA 内向けの情報が JICA 外にも転送され、情報管理が不適切等の実情あり)。	提案事業についての問い合わせ及び意見交換については原則公電にて行うことを徹底。
	JICA 内部における情報の共有及び意見の集約を推進する。	
	各国に関する援助の受け入れ等の情報が共有されていない。	
	審査の過程において、在外事務所のコメントがどのように反映されたか回答が欲しい。	在外事務所への審査結果の通報時には、採点結果及び在外コメントに対する回答も含め連絡。
	在外事務所によって本事業に対する温度差がある。	機関長会議、在外赴任者ブリーフィング等にて本事業の説明を引き続き行う。
	草の根技術協力のコンセプトが国内機関・在外事務所・国内事業部・有識者間において統一されておらず、意見の集約に多大な時間と労力を要する。	
事業提案書	事業提案書に概念図を入れるべき(概念図とは stakeholder, input, output が入っている図)。	事業提案書に概念図の添付を検討する。
	より良い状況把握を可能にするため、事業提案書に写真と地図を添付してもらう。	事業提案書に活動予定地の写真と地図を添付してもらうようにする。
	現在の申請書は多岐に渡って情報を求めているにも関わらず、案件が「何をどう表現したいのか」がシステムティックに把握できるように設計されていない。	具体的様式は今後検討する。
	現行申請書は PDM を中心にできており、特に支援型の提案団体にとっては書きやすい書式ではない。「指標」も 2 種類あり混同が多々見られる。	
	財政計画が期間全体をカバーするのか初年度分のみか不明な場合がある。	

要望項目	要望事項	今後の対応案	
経費	事業提案書の提出時にコストの詳細な breakdown が必要(事業内容 とコストの相関関係を確認するため)	事業提案書の添付資料である「事業経費概 算内訳書」の内容を検討。	
	経費の項目・支出内容が不明確。具体的には「 傭人費 」・「 諸雑費 」。 「 傭人 」は実施団体でありながら、外注して人を雇用するイメージ がある。「 諸雑費 」は活動のメインである現地活動費が「 諸々の雑 費 」の中で整理されており、言葉の意味にずれを感じる。	「 傭人費 」及び「 諸雑費 」の名称を「 現地 活動費 」等の名称に変更。	
	NGO の活動内容が十分に記述できず、また予算項目上「活動費」もな く、活動内容のアピールがしにくいと感じている。特に実質的活動 費に相当する経費を「 雑費 」「 傭人費 」として計上することに違和 感が表明されている。		
モニタリングシート	「 特記すべき事項 」を設けて欲しい(「 特記すべき事項 」に住民の 意識の変化・推測等、PDM では記入できない内容を記入したいため。 例：女性リーダーに目の輝きが出てきた。その理由は・・・、と いった具合)	モニタリングシートに「 process indicator 」及び「 特記事項 」の追加。	
	現地の思いが書けない。自由作文のシートも欲しい(例：子孫のため に雨の中ずぶぬれになりながら雑林を開墾する女性たちの姿や 思いを現在のモニタリングシートでは表現できない)		
	モニタリングの書式に対して簡素化の要望がある。申請書と同様に PDM が中心概念として使われており、支援型を実施する NGO に親 和的ではないとの意見表明がある。		
NGO の人材育成	提案団体向けのプロポーザル作成のための研修が必要。	国総研「NGO 人材養成プログラム」にて、 「プロポーザル作成研修」及び「プロジェ クトマネージャー養成研修」の実施を検 討。	
	プロジェクトマネージャー養成研修が必要。		
	現地スタッフのキャパシティー・ビルディング(事業計画・立案・ 評価)の重要性を感じている。	NGO 技術者派遣制度により、本邦から技術 者(実施団体以外)を現地に派遣し、事業	

要望項目	要望事項	今後の対応案
		対象の地域住民（現地スタッフ含む）向けに問題分析手法等を教えることも一案。
JICA・NGO 双方の草の根技術協力スキーム強化のためのキャパシティ・ビルディング	<p>人的資源集約型の本スキームの特長から、スキームの更なる充実のためには、それに適した人材配置が本部、国内機関、在外事務所全において必要となる。人材の量的強化に加えてその質的強化がスキーム成功のカギとなる。NGO デスクの開設はそれに向かって大きな一歩であるが、ジェンダー・トレーニングを含めて、草の根支援のための組織的・人的キャパシティ・ビルディングが課題である。</p> <p>今の日本の NGO に求められている事は、案件提案・形成能力よりも、案件発掘能力ではないだろうか。NGO などが誰と付き合い、誰を見ているか、真に必要とされている案件を発掘できているのか、疑問に思うことがしばしばだった。</p> <p>良い案件形成の次に必要な、NGO などの案件実施能力は、結局は組織自体の強化、いわゆるキャパシティ・ビルディングにかかってくるといっても過言ではない。</p>	「NGO 人材育成プログラム（国総研）」を通じて、JICA・NGO 双方の草の根技術協力スキーム強化のためのキャパシティ・ビルディングを図っていく。
経理	経理について理解していない NGO が多い。	草の根技術協力事業の説明会等を通じて、提案団体に対し経理への理解を深めるよう説明を行う。
他事業との関連	<p>他の技プロともっと結びつけばよい。</p> <p>JICA の他のスキームとの連携や次なる展開として他のスキームへの継承・発展なども視野に入れた、中長期的可能性の展望も検討課題だろう。</p> <p>「草の根技術協力事業」という言葉は、外務省の制度（草の根無償や日本 NGO 支援無償）との区分がわかりにくい。同じ税金で行っている事業なので整理すべき。</p>	<p>在外事務所に対して実施中の草の根技術協力事業に対する他の技プロからの情報提供・側面支援を求めたい。</p> <p>外務省と意見交換を行っていきたい。</p>
調査団	国内機関による調査団派遣は有益（百聞は一見に如かず）。ただし、	調査団の派遣は今後も実施。

要望項目	要望事項	今後の対応案
	<p>どのタイミングで派遣すべきかは要整理。</p> <p>事前調査は必要であるが、調査の実施は JICA の各センター外の機関・部署が行うべきである。</p>	<p>契約担当役は国内機関長であることから、むしろ事前調査は国内機関の参回は必須であると考ええる。</p>
技術協力の範囲	<p>例えば「村芝居」のように現地の日常生活から生まれた、決して特定集団のための娯楽ではなく地域住民一般の生活習慣として定着している「芸術」を支え、かつ住民一般の職業とも成りうるタイプの職業能力を育成する案件が「技術協力」となりうるか。</p>	<p>住民の生活改善及び生計向上を目的とした提案事業であれば、検討は可能と考える。</p>
PDM	<p>事業開始後の PDM の変更の範囲を定めるべき。</p> <p>現在は困難だと NGO が感じている、モニタリング結果をその後の事業展開へ反映させる PDM の変更を含むデザインの変更を認めるか否か。(変更は、大枠の変更ではなく、効果的運営に関する実施過程におけるマイナーな変更や微調整である。)</p>	<p>当初の事業の目的に変更を伴わない範囲内で事前に実施団体と JICA が協議して合意すれば、現地の実情に合わせて柔軟に PDM を変更することも可能。</p>
案件選定プロセス	<p>案件への関心表明からプロジェクトの策定・申請・決定・実施までの時間の短縮への希望が強い。関心表明から採択まで 2,3 年を要するとの発言もあったが、これは制度発足から 3 年経過したので、当該スキーム発足以前の過去のスキームからの「継続」案件の可能性もある。</p> <p>案件の関心表明から策定・決定・実施までの時間短縮とプロセスの簡素化及び透明性の向上を図る。</p>	<p>各関係機関の間で審査項目を分割し、責任の明確化及びプロセスの簡素化を図ることを検討。</p>
JICA と NGO 間の関係のあり方の明確化	<p>補助金と草の根技協の相違を明確にしなが、JICA と NGO の関係のあり方をより明確にできないか、あるいはより多様なあり方が模索できないか。JICA が NGO との関係をどう捉え、また NGO が JICA との関係をどう捉えるかの問題がある。パートナー型では提案団体はプロジェクト形成能力を十分に持つ場合が多く、JICA の技術・組織的支援を必ずしも求めていない(財政的支援が主たる関心ごと</p>	<p>現在実施中の調査研究「NGO-JICA 草の根展開事業の経験分析」での議論の推移をみつ、JICA と NGO の関係のあり方の明確化を検討する。</p>

要望項目	要望事項	今後の対応案
	<p>であることが多い。これに対して、支援型では申請書の作成も JICA の手助けを必要とする団体がある。JICA と NGO のそれぞれに対する期待とパートナーシップのあり方は異なってくるのではないか。申請書だけでなく、成果・モニタリング・評価の諸指標も異なりうるのではないか。</p>	
<p>巡回指導員・相談員の派遣</p>	<p>十分な個別専門家の派遣が含まれていない案件で、かつプロジェクトマネージャーが案件の活動分野の専門家で無い場合、漠然と問題と感じている事柄の「問題性」を明確にし、問題解決により効果的に対応するための助言を行う人材を短期ベースで派遣することが有効ではないか。</p>	<p>「NGO 技術者派遣」の制度等の活用を検討する。</p>
<p>終了時評価</p>	<p>制度は発足したばかりで事業終了後の評価段階に達していないが、今後の終了時評価が問題となろう。更に終了後評価に加えて、NGO の自己評価に任せられているモニタリング・終了時評価にしても、一種のメタ評価による草の根技協の総合評価も必要になるであろう。一連の評価に関する準備も必要である。</p>	<p>今後、終了時評価の方法・実施を検討する。</p>
<p>ジェンダー</p>	<p>「JICA のジェンダー主流化政策をどのように当該スキームに導入するか」 第 2 次分野別ジェンダー・WID 研究会が示した「ODA のジェンダー主流化」の提案をどのように具体的に案件形成の支援・案件審査・モニタリング・事後評価などに取り入れるかの具体的作業が必要である。その為にはまず JICA の中で「ジェンダー視点の導入が個人だけでなく、組織や社会全体に成果をもたらす」という認識を広めることが大切である。同時に、提案団体とのコンサルテーション、NGOs との協議などあらゆる機会を活用して、この認識を NGOs とも共有する努力が必要と思われる。</p>	<p>募集要項にてジェンダーについての説明を行っており、提案団体と JICA 間でこの説明内容につき認識を共有する。</p>
<p>人員体制</p>	<p>プロジェクトの実施現場におけるフォローアップ体制の拡充を図</p>	<p>在外事務所への増員は、当機構の方針でも</p>

要望項目	要望事項	今後の対応案
	<p>る(現地における在外事務所と事業実施団体の現地事務所との連携強化など)</p> <p>在外事務所へより大きな権限を委譲し、またそれに伴って必要な人員の増員を行う</p>	<p>あり、また必要に応じて在外事務所に要員を送るなど、在外事務所が本事業に積極的に取り組める体制作りを行う。</p>
その他	<p>提案団体に対して、ほかの JICA 事業と同じあり方や成果を求めている。</p> <p>開始時期が遅れた際の対応や現地活動実施体制の確認をする必要がある。</p> <p>JICA-NGO 草の根技術協力研究会を開催し、事例を発表できる場を設ける(プロジェクトマネージャー帰国時に実施団体と JICA が共同で現地事業報告を行うなど)。</p> <p>NGO によっても本事業に対する認識・要望の違いがある。</p> <p>契約段階から現場を重視したプロセスを他の全ての事業にも取り入れる。</p> <p>JICA と NGO の連携により相乗効果を生み出すような事業を目指すべきである。既に JICA が行っている事業との連携や、ボランティア・専門家の投入も行うべきである。</p>	<p>草の根技術協力事業については他の JICA 事業と同じあり方や成果を求めるべきではなく、その旨募集要項の記述を検討する(機構法上の第 13 条 1 号と 3 号の違いであり、法律上の事業の位置づけが異なるため)。</p> <p>事業実施前に行うべき調査・確認項目を整理し、誰が・いつ・どのように行うのかを明確化する。</p> <p>NGO-JICA 連携事業検討会や各国内機関等にて、機会があれば本事業の事例紹介を行う。</p> <p>具体的な要望事項が出てきた時点で、その都度検討を行う。</p> <p>在外事務所に対して実施中の草の根技術協力事業に対する他の技プロからの情報提供・側面支援を求めたい。</p>

要望項目	要望事項	今後の対応案
2. パートナー型		
作業内容の集約	内定前の作業を少なくして欲しい(内定後は実施団体と時間をかけて内容を詰めたい)。	事業提案書の提出後の審査過程において、在外事務所に対しては、在外事務所コメント(1回)以外の作業は求めない(ただし、在外事務所コメントの内容確認のみ可能とする)。
	選考会の当日説明用資料はやめた方がよい(在外事務所コメントを送付後、国内機関より追加の作業依頼が行われているため)。	
審査方法	案件はやめる。だめ(×)なのか、条件つき合格()なのかのいずれかにする。	案件という整理は極力行わない。
事業費	1億円の事業費が欲しい(現在5,000万円が上限)。	草の根技術協力事業の趣旨(国民等の活動の促進・助長)及び予算上の制約から、しばらくは現状の5,000万円を上限とする。
	支援型とパートナー型の予算の上限額の格差が大きい。	

要望項目	要望事項	今後の対応案(たたき台)
3. 支援型		
コンサルテーション期間・審査期間	一定期間内にて採択可否の判断を行って欲しい。いつまでも採択を待たされるのは困る。	一定期間内での採択可否の通知及び採点方式を含む採択プロセスの修正を検討する。
	採択されるまでの時間がかかりすぎる。	
	案件への関心表明から策定・申請・決定・実施までの各過程に要する期間の限定と明示。締切日の設定(例えば毎月あるいは隔月の20日というような形での締切日の設定)。	
	案件共同作成期間は実情に合わせて半年から1年とする。	
	支援型はコンサルテーションの過程で「採択見送り」もあることを明記する。	
	内定の段階を早く行って欲しい。	

コンサルテーションと 審査方法	コンサルテーション方法の検討、コンサルテーションと審査の区別。	
	海外経験の無い NGO にも応募を奨励しているため、「現地の状況を把握している事が前提」という項目は、「活動先を見つけて、現地の状況を把握する過程が必要」とする。	
	パートナー型・支援型の採択基準が不明瞭である。支援型は在外事務所主導に切り替えていく必要がある。	
在外事務所の関与	支援型では在外事務所がコンサルテーションを行っているとの認識が低い。	機関長会議及び在外赴任者オリエンテーション等を通じて支援型の趣旨を説明。
事業提案書の作成段階	支援型であっても案件形成は提案団体の責任で行われるべきであるので、“共同で事業提案書を作り上げる”という文章から“共同で”を削除する。	

1. ヒアリング対象者

(1) 国内事業部

湊部長、武下管理課長（現管理グループ長）、小幡国内連携促進課長（現タンザニア事務所長）、小林課長代理（現草の根技術協力チーム長）

(2) JICA 東京

小樋山所長、吉田次長（現国内事業部市民参加協力室長）

2. 質問表の送付対象者

(1) NGO（6 団体）

（特活）国際ボランティアセンター山形

カンボディア「スバイリエン州スバイチュルン郡女性を含めた参加型農村開発プロジェクト（パートナー型）」実施団体

（特活）アジア日本相互交流センター

フィリピン「パヤタス地区での医療及び収入向上支援事業（支援型）」実施団体

（特活）IKGS緑化協会

フィリピン「アグロフォレストリーによる持続可能なエコシステムの構築（世界遺産のフィリピンの・イフガオ棚田の保全、支援型）」実施団体

（特活）シェア＝国際保健協力市民の会

カンボディア「農村における地域保健プロジェクト」及び東ティモール「エルメラ県における保健教育促進プロジェクト フェーズII」実施団体（いずれもパートナー型）

（財）ケア・ジャパン

カンボディア「女子教育事業サマキクマールII」実施団体

（社）シャンティ国際ボランティア会

カンボディア「図書館活動を通じた初等教育の質の改善事業」実施団体

(2) 国内機関（5 機関）

JICA 東京、八王子、中部、兵庫及び東北

(3) 在外事務所（2 事務所）

JICA カンボディア事務所及びフィリピン事務所

草の根技術協力事業制度改善調査アンケート（まとめ）

1) 草の根技術協力事業の案件形成や審査について

困った事例(国内 Q4・在外 Q3)

- ・ 国内機関は案件の形成は手伝うが、現地を見ないし、案件の実施管理などは難しい(内定後に調査団派遣する仕組みが必要)
- ・ ステップが煩雑。コメントが出てくるまでに相当な時間がかかる
- ・ 支援型とパートナー型の予算の上限額の格差が大きい
- ・ 事業提案書の書き方 事業申請用紙の見直し(書類の書き方・プロジェクトの形成方法を指導することは大変)
- ・ 制度が複雑である。もっと一般的に分かりやすい制度に。
- ・ 草の根技術協力のコンセプトが JICA の在外・国内事業部・有識者間においても共有されていない
- ・ 予定時期より採択が大幅に遅れる
- ・ JICA 支部センターと本部と在外との関係や業務の位置付けが明確でない
- ・ 支援型で案件の区切りをつけるのは現段階では困難
- ・ 事業採択前後の方法や内外の手続きが煩雑
- ・ 事業採択の過程で出てくる地方有力者の存在
- ・ 募集要項の記入例・記入方法の説明の見直しと工夫が必要
- ・ NGO 自身で書類がなかなか揃えられない
- ・ 支援型という名前から、計画から実施に至るまで JICA が現地との調整・手続きを支援してくれると期待しているケースが多い
- ・ 支援型案件においては「NGO を育成する」という方針があることから、どこまで厳しくコメントしてよいか分からない
- ・ 支援型案件形成において、明確な期間の設定がされていない

対応に困った提案事業に対する関係機関からのコメント(国内 Q5・在外 Q4)

- ・ コメントが出るまで時間がかかる
- ・ 在外からは事業実施計画の優先順位にそぐわない案件や事業効果が大きくない案件に否定的なコメントが来る事が多い
- ・ 提案書は事業の枠組みで理論性を重視しすぎる(事業提案書の見直し、NGO の能力向上のための研修が必要：NGO だけではない)
- ・ 案件形成の最終段階で実施自体を否定されるネガティブなコメントがあった
- ・ 有識者のコメントする時期が適切であるか？(最終段階のコメントでは修正がきかないことがある) - 数件あり

- ・ 在外からのコメントが明確ではない
- ・ コメント依頼への対応が遅い
- ・ 在外がネガティブチェックに終始している
- ・ 有識者コメントが多様化、位置付けが不明確。厳しすぎる
- ・ 「事業成果」と「自立発展性」との関連は理解しづらい
- ・ 3年間で1000万円の予算でどこまで自立発展性を期待できるか

参考になった関係機関からのコメント(NGOQ4)

- ・ 具体的な表現の仕方
- ・ これまでの JICA 在外事務所との関係をプロジェクトに有効に生かす方法
- ・ 在外事務所からのプロジェクトの評価指標・プロジェクト終了後の持続性に関するコメント
- ・ 計画を見直す過程で PDM の目標は高すぎない方がよいといったコメントは計画見直しの必然性に関して関係各機関との合意を形成する上で有効

疑問を感じたコメント(NGOQ5)

- ・ コメント自体は有益なものであったが、そのやり取りにかなりの時間を費やし、開始時期が大幅に遅れてしまった

募集要項で分かりやすく感じる部分(国内 Q6・在外 Q5)/参考になると感じる部分(NGOQ11)

- ・ 最低限の経理管理体制の明記
- ・ 相手国の住民にその技術が必要とされているという前提条件
- ・ 人を介した協力
- ・ 「検討の項目・視点」をもっと具体的に書いたほうが良い
- ・ 重視される事業の分野
- ・ 相手国の了承取り付けについて
- ・ JICA が NGO に求めているもの

募集要項で分かりにくく感じる部分(国内 Q7・在外 Q6)/疑問を感じる部分(NGOQ12)

分かりにくい部分	その理由	代替案
促進し助長する	役所的表現	支援する
対象分野・重視される事業内容	草の根的な内容が不足	現地住民の主体的な参加を促す、地域住民のエンパワーメントを図る
経理関係	理解していない NGOが多い	セミナーの開催

復興支援などの緊急性の高い事業/対象地域であること	緊急に対応できていない	早急に支援の必要のある、支援を必要としている度合いが強い/高い
経験の少ない団体にはハードルが高すぎる		
現地における JICA のサポート体制		
事業例	提案団体に先入観を与える	HP での掲載にとどめる
評価項目の自立発展性の定義	3 年で現地住民が自立発展する事は困難	事業終了後、実施団体が JICA の支援に頼らず自主事業として運営できるように将来的に地域住民が自立発展できる足がかりを作ることができる
現地の状況を把握している事が前提（支援型）	海外経験の無い NGO にも応募を奨励しているため	活動先を見つけて、現地の状況を把握する過程が必要
あくまでも支援事業の中心は日本の人材から・・・	実質的に本人はファシリテーター、コーディネーターに徹する事が多い	あくまでも支援事業の中心は人を通じた技術移転に・・・
JICA の支援範囲が不明確		支援範囲を明確にする
対象分野・重視される事業内容	人材育成、公害対策、自然資源の持続的利用は行政相手の仕事	直接裨益、草の根レベルの定義の明確化
日本の市民に対して国際協力への理解と参加を・・・	市民とは応募した団体を意味するのか？ 広報をしっかりと行うということか？	
評価項目・視点		支援型とパートナー型の評価項目・視点は異なるべき。支援型の項目は根本的に見直すべき
助成金と混同している団体が多い		助成金との違いについてもう少し強調して書く
共同で事業提案書を作り上げていきます（支援型）	支援型であっても案件形成は提案団体の	“共同で”を削除

	責任で行われるべき	
事業の規模・期間	何ヶ月からの事業が可能であるのかわからない	?ヶ月(?年)以上3年以内という記述の追加
		本事業を通じて JICA は何を達成したいのか、事業設立の目的などを明記。
「投入」「スケジュール」	募集要項では事業の内容とプロセスが具体的に見えるような様式を指定	まとめて「事業の実施計画」とする
PDM 主体の申請書	活動内容が十分に記述できない	現場の活動をより詳細にわたって伝えられるようなプロセスインディケータを用いる

選考関連様式で変更すべき記載事項（国内 Q8・在外 Q7）

- ・ 草の根事業が 現地住民への直接裨益を目的としている NGOとの連携事業から項目を追加した方が良い
 - 対象コミュニティの組織基盤（援助の受け皿の実施能力）
 - 対象住民の意識の高さ
 - 住民への直接裨益度
 - 援助の緊急性
 - 関連省庁の当該プロジェクトへの考え方（姿勢）
- ・ 評価の項目・視点
 - 自立発展性についての認識が異なる
- ・ 「対象国における政府などの政策等状況について」
 - 在外に依頼することとして事業提案書に記載する必要なし
- ・ 指標の妥当性
 - 現地での活動のない NGO が指標の妥当性は図れない。国内機関も不可能。
 - 指標はプロジェクト開始前に在外と協議の上設定しては？
- ・ プロマネの能力・経験
 - 育成という視点を重視して、資質・経験を問う必要はないのでは？
- ・ 在外コメント
 - ネガティブ・チェックでコンサルテーションへ反映できない
 - 「現地ではどのような協力が求められているか」記載事項を追加してほしい

JICA - NGO連携事業と言いながら連携が少ないのでは。

在外で連携可能性のあるJICA専門家などが記載する項目を追加

- ・ 提案団体の能力やプロジェクトマネージャーについての評価
評価するには情報が少ないため、在外では実施しにくい
- ・ 有識者の審査ガイドラインの策定
- ・ 現地でのカウンターパートや事業実施団体に関する案件提案団体の現状把握に問題がないかどうかの確認
- ・ 事業の継続性の観点からの検討の重視
- ・ 事業の中で投入される施設、機材の所有、管理についての計画の明確化
- ・

2) 望ましい草の根技術協力事業内容像について

募集要項から抱いた草の根技術協力事業に適する案件像と選考や案件形成を経た後の本事業に適する案件像との違い (NGOQ9)

違いや変化があったとの回答無し

草の根技協に対する位置付けや事業内容に対する意識の違いを感じた事例 (国内 Q9・在外 Q8)

- ・ 提案団体はこの支援を助成のようなものと捉えており、委託契約という認識は低い
- ・ 草の根技術協力のコンセプトがセンター・在外事務所・国内事業部・有識者間において統一されておらず、意見の集約に多大な時間と労力を要する
- ・ パートナー型・支援型の採択基準が不明瞭。支援型は在外主導に切り替えていく必要あり
- ・ 在外事務所によって本事業に対する温度差がある
- ・ JICA 技術協力の一種なのか提案団体の活動なのか関係者により見方が違う
- ・ 多大な事務処理に関する批判が提案団体から多く寄せられる
- ・ 支援型では在外事務所がコンサルテーションの一端を担っているとの認識が低い
- ・ 提案団体に対して他の JICA 事業と同じあり方・成果を求めている
- ・ JICA 及び NGO にしかできないことがあるという認識が共有できていない
- ・ それぞれの国に関する援助受け容れの姿勢などの情報が共有されていない
- ・ 必要であれば在外事務所に要員を配置するなど在外事務所が積極的に本事業にとり組んでいける体制作りが必要
- ・ NGO によっても本事業に対する認識・要望の違いがある
- ・ 各関係団体の立場を明確化する必要あり
- ・ 提案団体が現地に駐在を持たず、現地 NGO と連携して事業を行う場合の実施主体についての認識が異なってくる

“ 国民等の協力活動の促進・助長 ” とは (国内 Q10 ・ 在外 Q9 ・ NGOQ10)

- ・ 官僚的、役所的、上からの視点
- ・ NGO に対し JICA が積極的支援を行うこと
- ・ 促進は国際協力のイメージがあるが、助長という言葉はあまりイメージがわからない
- ・ 日本の国際協力の意義・必要性をより理解してもらうために、できる限り多くの日本国民に国際協力に参加することを勧める

“ 草の根レベル ” とは (国内 Q10 ・ 在外 Q9 ・ NGOQ10)

- ・ 現地の住民を直接援助の対象としていること
- ・ 大学、NGO、NPO 等多くの人々が参加できる住民レベルの協力
- ・ 政府や自治体レベルではない、住民 (民間) 同士の活動
- ・ 対象地域住民と同じ目線に立ち、そのニーズに対して共同で事業を実施する
- ・ 「草の根」は広く一般化できる言葉だと思うが、「レベル」が加わると低いといったイメージを「与えてしまう恐れがある

“ 住民に直接裨益する事業 ” とは (国内 Q10 ・ 在外 Q9 ・ NGOQ10)

- ・ 事業関係者全員がつながっているイメージ
- ・ 住民の貧困削減にコミットする意欲を感じる
- ・ 活動現場においてダイレクトに個人または組織に対して行われる支援。他方、間接的な裨益との違いを明確化する必要があるのでは。
- ・ 政府や公的機関を通じた「間接的支援」ではないということであるが、分かりづらい
- ・ 住民が生活する上で不可欠な医療、教育、職業訓練などの生活水準が向上するような事業
- ・ 現地住民が主体的に行う事業とした方が良い
- ・ 協力が「日本人による」協力なのか「日本人を介した」協力なのか分かりづらい

草の根技術協力事業の目指すべき目標 (国内 Q11 ・ 在外 Q10)

- ・ JICA の考える開発課題の一部を NGO 等へ委託することにより、JICA のマクロ的支援の効果がミクロまで反映され、問題解決への一歩となる。その結果日本国民に ODA がより理解される。
- ・ 途上国に裨益できるプロジェクトを実施可能な日本の NGO の育成
- ・ 日本と途上国の住民同士のつながり作り
- ・ 途上国においては、住民が生活レベルの向上を図ることができ、その効果が波及・持続する事。そのために人材育成・能力向上と組織維持のための体制ができること

- ・ ODA 事業を国民の間に分かりやすいものにする
- ・ 途上国一般大衆の生活向上。ただし、その方法は柔軟かつ多様性を持つこと。本件はそのための制度改善。
- ・ 少しでも多くの人に国際協力に参加する機会を与える事
- ・ 途上国の役に立つだけでなく、日本国内の地域活性に繋がるようなフィードバックがあること
- ・ JICA と NGO の連携により相乗効果を生み出すような事業を目指す。既に JICA が行っている事業との連携やボランティア・専門家の投入も行うべき。
- ・ 日本の人々が協力していることを直接かつ具体的に分かってもらう機会を増やす事

3) 事業実施・打ち合わせなどを通じて気づいた点

採択内定前・実施開始前に必要と感じた調査や確認 (NGOQ6・国内 Q12・在外 Q11)

- ・ 理事による調査や確認 (自信を持って事業に臨むため)
- ・ 開始時期が遅れた際の活動実施体制の確認 (活動開始が遅れた場合の対応を事前に確認しておく必要があった。)
- ・ 活動計画、活動地域とスタッフの能力のバランスの計算 (プロジェクト実施後の予期せぬ事態に対応するため)
- ・ 提案書では読み取る事が困難な事項に関する調査・確認 現地 C/P や政府機関からの程度協力を得られるか、援助の緊急性、住民組織の活動状況など
- ・ JICA 職員が現場に赴きプロジェクト現場の様子を把握しておくこと
- ・ JICA にとっての NGO 支援の位置付けの説明
- ・ 課税団体・非課税団体の確認
- ・ 提案団体が行ってきた事業のレビュー
- ・ プロポーザル記載の案件の実施の背景事情の確認
- ・ 当該団体の過去・現在行っている事業の状況及び現地での評判
- ・ 現地カウンターパートの組織の現状把握と活動実施する上での能力の確認

採択内定前・実施開始前に不要と感じた調査や確認 (NGOQ7・国内 Q13・在外 Q12)

- ・ 事前調査は必要であるが、調査の実施は JICA の各センター外の機関・部署が行うべきである

JICA 側からのモニタリングやフォロー、広報が必要だと思う事項 (NGOQ8・国内 Q14・在外 Q13)

- ・ 事業実施の視察、積極的なモニタリング
- ・ プロジェクトマネージャー帰国時の事業実施団体と共同の現地事業報告
- ・ 現地においての在外事務所と事業実施団体の現地事務所間の連携

- ・ プロジェクトに関連のある専門家や協力隊員の赴任、及び関連分野のセミナーの実施に関する情報の提供
- ・ 会計調達手続きの簡素化
- ・ 大使館や事務所に対する報告とそのタイミングの指導
- ・ 関係機関との調整
- ・ 事業実施前、実施中に行う類似した JICA 案件やその他機関が行っている類似案件との連携・調整
- ・ JICA が受け容れている研修員の活用
- ・ 技術的なアドバイス
- ・ 現地の治安状況に関する情報の確認

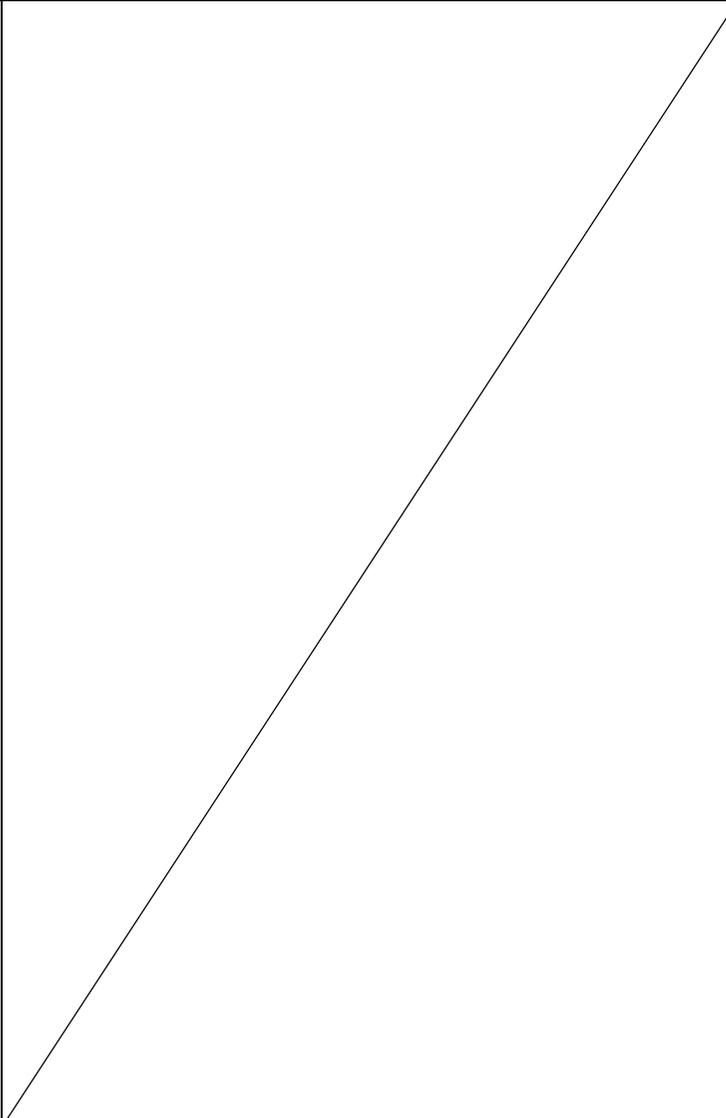
4) 草の根技術協力に対する提案 (NGOQ13・国内 Q15・在外 Q14)

- ・ 制度の一本化 (支援型・パートナー型)、簡素化
- ・ 提案書に写真と地図を添付してもらう (よりよい状況把握のため)
- ・ 案件共同作成期間は実情に合わせて半年から 1 年程度とする
- ・ 支援型はコンサルテーションの過程で「採択見送り」もあることを明記する
- ・ 予算面から見た当該年度の採択可能性案件数の提示があっても良い
- ・ JICA-NGO 草の根技術協力研究会を開催し、事例を発表できる場を設ける
- ・ プロジェクト実施現場におけるフォローアップ体制の拡充
- ・ 本事業の根本的考え方に関して関係各機関でコンセンサスをとるべき
- ・ 3 年という期間で求められる自立発展性の定義についてもっと議論の余地がある
- ・ 有識者からのコメントの位置付けを明確化すべき
- ・ 事業提案書における活動内容の記載部分の拡充
- ・ 在外事務所へのより大きな権限の委譲とそれに伴う人員の増員などの実施
- ・ JICA 内部における情報の共有化及び意見の集約の推進
- ・ 契約段階からの現場を重視したプロセスを他の全ての事業にも取り入れること
- ・ 案件への関心表明から策定・決定・実施までの時間短縮とプロセスの簡素化及び透明性の向上を図る
- ・ 採否の大まかな目安 (可能性) を提示する
- ・ モニタリングを反映した PDM の変更を含めたより柔軟なプロジェクト運営に対する理解と支援
- ・ JICA のジェンダー主流化政策の当該スキームへの導入
- ・ パートナー案件については 案件というやり方をやめ、×か条件付合格とする。
- ・ 日本側の実施体制において、現地でのプロジェクトマネージャーと事業に関わる総括責任者を必要によって分ける。プロマネには現地との日常的な関係が可能である事を必須条件とする

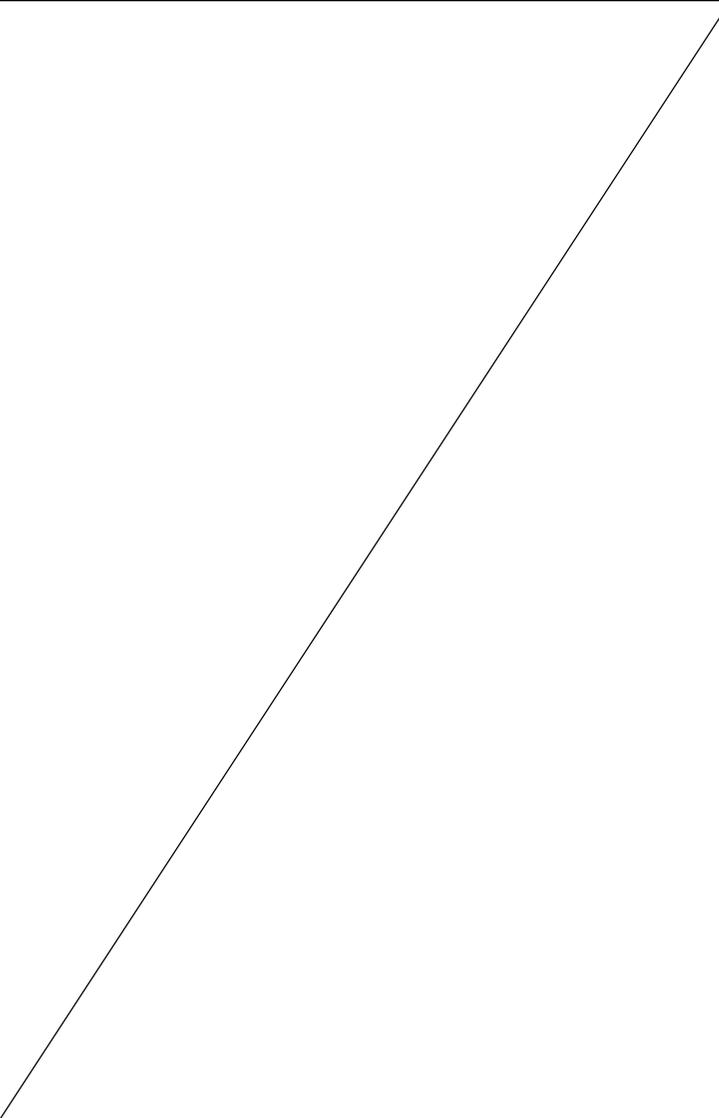
審査ガイドライン上のチェック項目・方法（素案）

1. チェック項目：審査の全5項目は以下のとおり（*の内容は補足説明）
2. チェック方法・配点：国内機関・在外事務所にて採点、各50点満点の計100点満点（重要度により項目毎に傾斜配点）
3. 採点結果の取扱い：各項目につき、支援型については60%以上（12点以上）、パートナー型については70%以上（14点以上）取得したていあん事業のみ総合点数を算出し、予算、地域バランス等を考慮の上、国内事業部が採択可否を検討。

審査項目	国内機関による採点（合計50点）	在外事務所による採点（合計50点）
<u>1. 団体としての経</u> <u>験・能力</u> （国内機関用 配点 計20点）	【配点3点】 （1）事業実施に伴う組織のサポート体制が整っている。 * 提案団体の事務所またはその協力団体が事業対象国内にあり、提案団体の本部とのコミュニケーションが取れているか。 （2）過去の実施事業の成果がまとめられている。 * プロフィール、パンフレット及び年次報告書等の書類により過去の実施事業の成果が確認できるか。 * 活動状況やファイルの整理がなされているか。 （3）財政基盤及び運営方法が明確に説明されている。 * 年次報告書や広報誌等財政基盤や運営方法が確認できるか。 （4）HPや広報誌等により広報活動や市民の参加促進のための活動を積極的に行っている。	

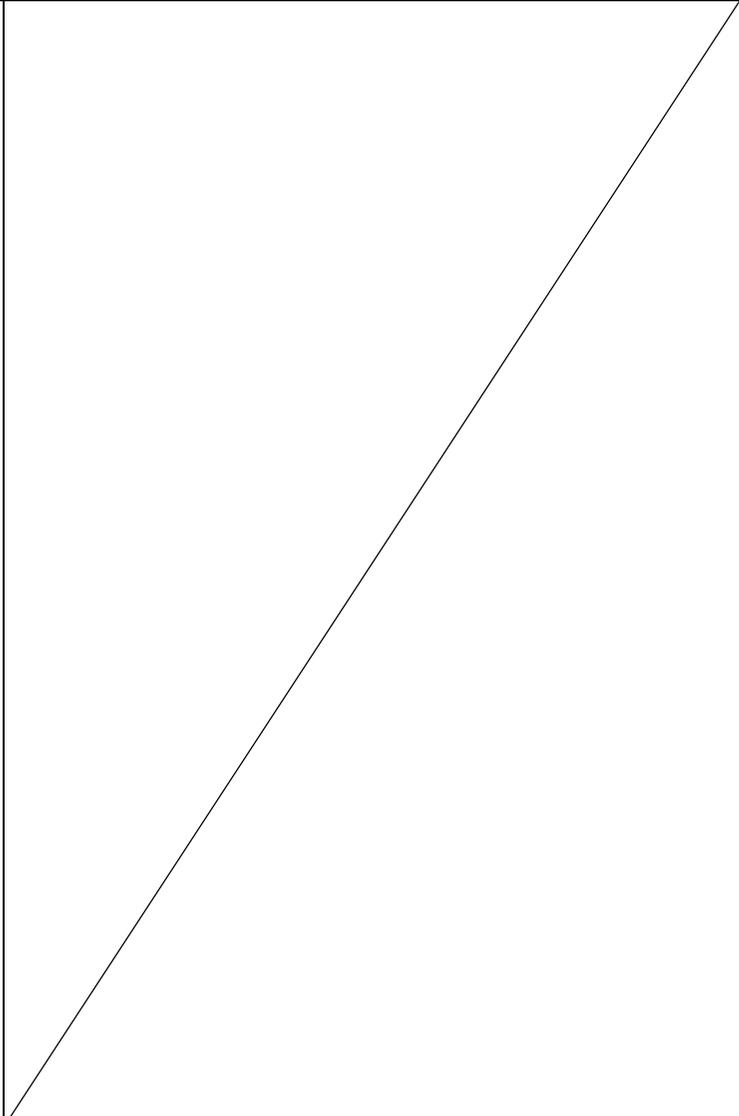
	<ul style="list-style-type: none"> * HPが掲載されているか。 * 広報誌が定期的に発行されているか。 * 地域社会への広報活動や市民の参加促進のための活動に熱心であるか。 <p>【配点2点】</p> <p>(5) 過去に提案事業と類似の実施実績がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 過去の事業の中で、提案事業と類似の事業実績及びその成果等が整理されているか。 <p>(6) 国内機関からの推薦がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 国内機関して提案団体をどの程度推薦できるか。 <p>【配点1点】</p> <p>(7) 提案団体の活動方針は、この提案事業に合致している。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 提案団体の活動趣旨が、この事業を実施するための目的にあっているか。 <p>(8) 草の根技術協力事業の制度を理解し、当該事業へ参加するという趣旨を理解している。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 募集要項を熟読し、当方の意図を汲んでいるか。 <p>(9) 国内機関と十分なコミュニケーションがなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 国内機関と話し合いのできる良い人間関係が築けているか。 <p>(10) 海外における活動の中で安全管理体制ができているか。</p>	
--	---	--

	<p>る。(危機管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 危機管理マニュアルが作成されているか。 * 提案団体の本邦支部と海外支部や現地駐在員との緊急連絡表が作成されているか。 	
<p>2.業務従事者(国内外)プロジェクトマネージャーの経験・能力</p> <p>(国内機関用 配点 計20点)</p>	<p>【配点3点】</p> <p>(1) プロジェクトマネージャーは、十分な管理能力があり、提案事業の内容を十分に把握している。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 国際協力や提案事業に関する知識、経験年数、過去の実績等は十分か。 * 提案事業に対する姿勢は積極的か。 <p>(2) 提案団体の関係者が、対象地域の状況を熟知している。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 提案団体が、対象地域の調査を独自に行う等積極的に関与しているか。 <p>(3) 提案団体は、対象地域またはその周辺にて既に事業を展開しており、提案団体としてもこの事業に自己資金を投入する計画がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 100%JICA資金で実施する予定か、乃至は一部に自己資金を投入する予定か。 * 既に何年か対象地域において事業を展開しているか。 * 草の根技術協力事業により、既に実施している事業を発展させ、成果の向上につながる可能性があるか。 	

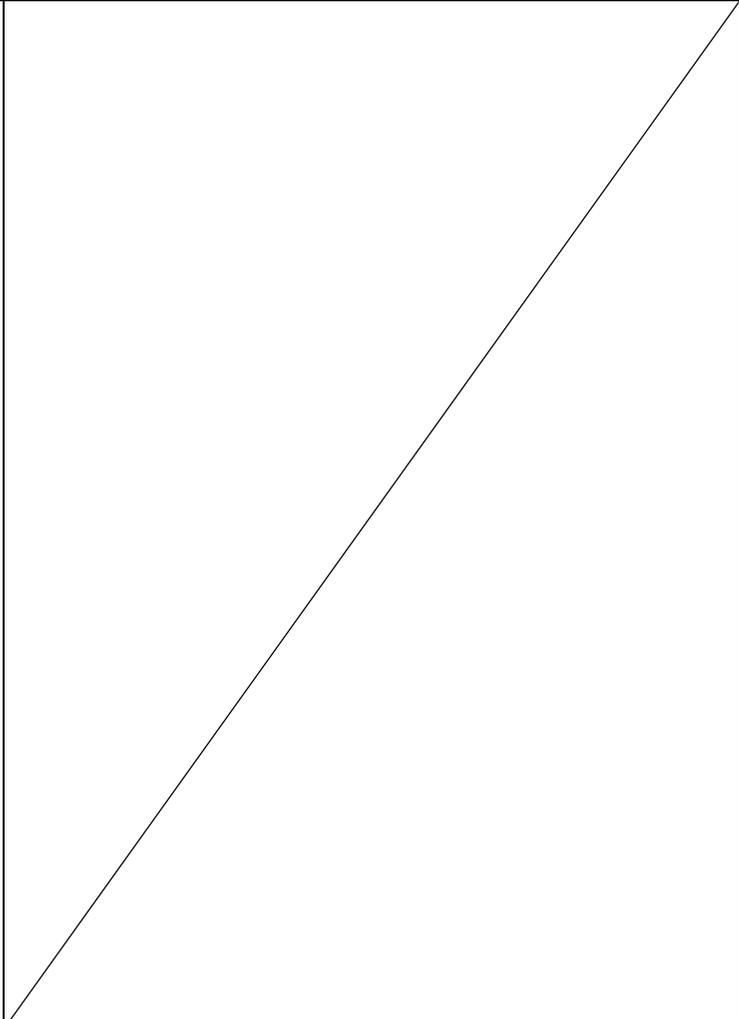
	<p>るか。</p> <p>(4) 概念図・組織図が明快である。</p> <p>* 提出されている概念図(組織図)がわかりやすく、明快であるか。</p> <p>【配点2点】</p> <p>(5) プロジェクトマネージャーが確定している。</p> <p>* 確定している(2点) 予定している(1点) これから探す(0点)</p> <p>(6) プロジェクトマネージャーの予定常駐期間</p> <p>* 6ヶ月以上(2点) 1~6ヶ月以内(1点) 1ヶ月以内(0点))</p> <p>【配点1点】</p> <p>(7) 日本国内の団体の事務所に会計などの支援要員がいる。</p> <p>* 国内事務所における当該事業の支援要員がいるか？</p> <p>* 会計担当者(パートでも可)がいるか。</p> <p>(8) プロジェクトマネージャーの当事業における経験・能力は十分か。</p> <p>* 現地業務従事者は、過去の経験と比較して無理のない業務であるか。</p> <p>* 業務を円滑に遂行できる語学力を有しているか。</p> <p>(9) 業務従事者日本人スタッフの派遣により、積極的</p>	
--	--	--

	<p>に提案事業に関わらせようと考えている。</p> <p>* 草の根技術協力の主旨から日本人が積極的に事業に関わっている。</p> <p>(10) プロジェクトマネージャーに関して、国内機関からの推薦がある。(面接可)</p>	
<p><u>3. 事業の必要性</u></p> <p>(国内機関用 配点 計10点)</p> <p>(在外事務所用 配点 計20点)</p>	<p>【配点3点】</p> <p>(1) 事業の概要がわかりやすくまとめられている。</p> <p>* 5W1Hなどポイントが押さえられているか。</p> <p>(2) 対象地域の問題点、課題が把握できている。</p> <p>* 提案事業を実施する意義が説明されているか。</p> <p>* 地域住民の問題点を認識し、事業の必要性が感じられるか。</p> <p>* 長期的には男性及び女性の両者に便益を与える事業であるのか。</p> <p>【配点2点】</p> <p>(4) 期待できる成果が対象地域の問題点や課題から論理的かつ明確に導き出している。</p> <p>(5) 申請事業は、日本の優位性(経験及び技術面)が活用される事業である。</p>	<p>【配点3点】</p> <p>(1) 事業の概要がわかりやすくまとめられている。</p> <p>* 5W1Hなどポイントが押さえられているか。</p> <p>(2) 対象地域の問題点、課題が把握できている。</p> <p>* 提案事業を実施する意義が説明されているか。</p> <p>* 地域住民の問題点を認識し、事業の必要性が感じられるか。</p> <p>* 長期的には男性及び女性の両者に便益を与える事業であるのか。</p> <p>(3) 提案事業は対象地域における課題の中で緊急度が高いものとして説明されている。</p> <p>* 対象としている事業内容は、その地域において最重要課題とされているか。</p> <p>(4) 対象地域における関係機関(地方政府、他の援助機関、NGO等)の情報は把握されている。</p> <p>* 事業予定地域において、提案事業が他の支援団体の事業と重なっていないか。</p> <p>【配点2点】</p>

		<p>(5) 期待できる成果が対象地域の問題点や課題から論理的かつ明確に導き出している。</p> <p>(6) 申請事業は、日本の優位性（経験及び技術面）が活用される事業である。</p> <p>【配点1点】</p> <p>(7) 対象地域の基本的なデータ及び情報が把握されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 県・郡レベルの情報から問題となるデータを収集しているか。 * 事業対象の周辺地域でも、関連情報から裏づけを取り、同様の課題や問題点があるか把握しているのか。 <p>(8) 地方政府機関（村・区・郡など）との関係は良好である。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 提案団体は、事業実施時の地方政府の役割を把握しているか。 <p>(9) 対象地域の社会構造（文化的規範や習慣）について理解している。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 対象地域の宗教や文化的な規範を理解する事により、事業進める中で、阻害になる事項やむしろ役に立つようなものが確認できているか。 <p>(10) J I C A 在外事務所とのコミュニケーションは出来ている。</p>
--	--	---

<p>4. 事業の有効性・ 効率性</p> <p>(在外事務所用 配点 計20点)</p>		<p>【配点3点】</p> <p>(1) 受益者のニーズは把握されている。 * 対象地域の住民とのコミュニケーションが取れているか。</p> <p>(2) 事業内容(活動計画)が明確である。 * 分かり易い言葉で表現されており、イメージがわくか。</p> <p>(3) 事業の目的は現実的である。</p> <p>(4) 事業の達成目標、期待できる成果及び目的は現実的である。 * 実現不可能な目標、成果及び目的を設定していないか。</p> <p>【配点2点】</p> <p>(5) 事業計画に基づき、事業内容が明確である。 * 申請団体は、今後の将来計画(例:短期・中期・長期)を有しているか * この提案事業の将来計画上の位置づけが明確であるか。 * 開始希望の時期、期間</p> <p>(6) リスク(阻害要因)が予想されている。 * マイナスの影響についての対策は取られているか(例:ジェンダー、人権、貧富の格差、社会・文化的要因、環境保護及び利害関係者間等)</p>
---	---	---

		<p>【配点1点】</p> <p>(7) 成果に対する投入の内容が明確に説明されている。</p> <p>(8) 実施期間は適切である。</p> <p>(9) 投入の量・タイミングは適切である。</p> <p>(10) 対象地域の選定理由が説明されている。</p>
--	--	--

<p>5. 事業効果の持続性</p> <p>(在外事務所用 配点 計10点)</p>		<p>【配点3点】</p> <p>(1) 提案団体の海外事務所(または現地関係者)は十分な事業管理能力を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 事業管理及び経理に関する事務処理能力は整っているか。 * 提案団体の海外事務所(または現地関係者)の本事業に対する認識は高いか。 * 提案団体は、他の援助団体またはドナーの支援を受けたことがあるか。 <p>(2) 事業終了後、事業を継続させることのできる計画が立てられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 実績プロフィール等により、カウンターパートの経験と能力を十分把握しており、終了後の事業展開の計画が明確であるか。 * 事業終了後、提案団体として、カウンターパートとの関係が明確か。 <p>【配点2点】</p> <p>(3) 住民参加によるモニタリング・評価の計画がある。</p> <p>(4) ジェンダー、貧困、社会的弱者、環境危機・及び安全管理上の配慮不足により、事業成果の継続が困難となる可能性がある。(ある:0)</p>
--	---	--

事業概要（案）

団体名：

1. 提案事業の概要と応募団体の概要

. 提案事業の概要	
1. 対象国名	
2. 提案事業名	
3. 事業の背景と必要性・妥当性	
(1) 事業要旨（400字以内）	
(2) 事業背景と問題点：妥当性・必要性（800字以内）	
4. 事業の目標と達成	
(1) - 事業の目的：	
達成目標：	
期待できる成果：	
考えられるリスク：	
5. 事業の内容	
(1) 実施期間 年 月 ころより 年 ヲ月間を予定	
(2) 対象地域（活動地域）名と選考理由	
(3) 対象者（受益者）と裨益者数（概算）	
(4) 活動内容（箇条書き）	
(5) 投入（人材、資機材、施設等）	
人材：	
資機材：	

NGO との懇談会（カンボジア） 2004年3月7日（日）

場所：JICAカンボジア事務所

NGO参加者

- 小味 かおる（SVAシャンティ国際ボランティア会）
- 鎌倉 幸子（SVAシャンティ国際ボランティア会）
- 上田 美紀（SHARE国際保健協力市民の会）
- 福原 陵子（IVY国際ボランティアセンター山形）
- 山崎 陽子（IVY国際ボランティアセンター山形）
- 田中 剛（JCCP日本紛争予防センター）
- 鳴海 ゆきの（JCCP日本紛争予防センター）
- 小山 直行（FIDR国際開発救援財団）
- 前田 桂子（FIDR国際開発救援財団）

JICAカンボジア事務所

- 三次 啓都（次長）
- 原口 明久（企画調整員）
- 吉元 由香（NGOデスク）
- 笠原 奈美（Project Formulation Advisor）
- 功能 聡子（Project Formulation Advisor）

本調査団5名（湊団長、村松団員、赤石団員、岩井団員及び塚本団員）

議事録

湊団長より今回の懇談会の全体的な説明を行った後、参加者間にて以下のとおり意見交換を行った。

- ・日本 NGO 支援無償（外務省）と JICA 草の根技術無償の違いがあまり分からない。JICA の技術協力活動とつながるものであれば効果的であると思う。
- ・日本 NGO 支援無償（外務省）と JICA 草の根技術協力の両方ともソフトの分野に使えるファンドであるが、まだ十分なガイドラインがあるとは思えない。はっきりした方が良い。
- ・パートナー型を申請して5ヶ月で契約までこぎつけたが、その後、JICA の在外事務所と相談して申請書を書き直した。NGO は基本的に財政難なので、事業を早く実施できるようにもって行きたい。人件費を出していただけるのは大変助かるが、3年で5千万円という規模は小さい。出来れば、3年で1億円規模の体制がほしい。保

健分野は、注目されているので、基本的な母子保健など基本的な取り組みが必要である。AIDSなどはファンドがとり易いが、基本的な母子保健にファンドが出にくい現実があり、JICAでサポートしてもらっているのは大変助かる。

- ・ 2月に許可が出て、申請書に対するコメントが3月に来て、現在書き直している段階だが、コメントに対するコメントがいつ来るかによって事業が遅れる可能性がある。そうであるなら、提出時期をずらすか何かの方策が必要ではないかと思う。
- ・ 草の根は日本国民の事業としてNGOの活動支援だけでなく、広報計画についてももっと明確化していかなければならないと思う。
- ・ 応募要綱は、インターネットだけでなく、在外事務所でコピーをもらう事が出来るか。
- ・ カンボジアは電話線でダウンロードするので、ダウンロードするのに2時間ぐらいかかる場合がある。NGOデスクで配布できることをホームページに明記するべきではないか。
- ・ ソフトへの支援は大変感謝。何がハードで何がソフトであるかが分からない場合がある。
- ・ コメントが本部に行って、情報が錯綜する事がある。JICA本部、NGO本部、JICA在外事務所、NGO海外事務所とのコミュニケーション方法が難しい場合がある。
- ・ プロジェクトが承認されないとPCが探せない。PCが立案にかかわれなかった。
- ・ 人件費が出るのは助かるが、全体経費から人件費の割合が大きい。女性の活動費が諸雑費に入るのはおかしいのではないかと思う。
- ・ 雑費という項目は、不確かな言葉ではないか。会計上の名称をもっと分かり易い言葉にする必要があるのではないかと思う。
- ・ 事業提案書をJICA側が紙面上だけで読み切れない場合がある。理解できないものは、視察してやっと分かったものもある。
- ・ NGOとJICA在外事務所との意見交換の時間を持ってもらいたい。
- ・ 概念図が整理されていない場合に混乱することが多い。練られていないかどうか分かる。
- ・ 熱意と実施プロセスに一貫性がない場合がある。
- ・ 日本の技術がいかに役に立つか、誰の技術を支援するのか。
- ・ 最初の申請書の段階で、なぜJICAに申請するのかということを問われる必要がある。承認を受けてから問い直さないでほしい。
- ・ 有識者は専門家として関与するが、全ての分野で専門的なインプットを入れる事が出来ないが、国民一般としての見方としての疑問を出す事が出来る。
- ・ 草の根度とは何か？技術協力とは何か？申請書からどのように表現するか。誰がどう草の根度を高めるのかを提案書で見ることが出来るか？
- ・ JICAの在外事務所の担当者にもっと現場に来て話し合いをしてもらいたい。コミュ

ニケーションをとる機会を持ってほしい。

- ・ 直接住民に裨益するとは、大変難しい言葉で、数字だけで表せられない効果がある
ことがあり、NGO としては一人でも効果があった人がいればよしとしたらいいので
はないかと思う。もっと NGO としての評価方法を考えるべきではないか？
- ・ 直接住民に裨益するとは、どこまでが直接かシステムの問題かよく分からない。
- ・ JICA としての定義づけ、説明、解説が必要ではないか。それを要綱を見れば分かる
というのではなく、理解し合える場が必要ではないかと思う。
- ・ 東京を拠点になると、内容の吟味が難しくなる。
- ・ 四半期報告書は大変である。年間報告書だけにしてほしい。
- ・ 在庫管理で、資機材の返納を継続して使えるようにならないか。
- ・ 四半期ごとの報告書のフォーマットの簡略化は出来るかもしれない。
- ・ 事業延長は JICA 可能かもしれないが、予算が限られているので、新規案件も取って
いかなければならないので、十分に吟味していかなければならない。
- ・ 3 ヶ月に一度ぐらいはカンボジア内の日本の NGO 同士のコミュニケーションが必要
ではないかと思う。
- ・ 3 年の事業後に消耗品まで現地の団体に継続されるのも失礼かもしれない。

以上

NGO との懇談会（フィリピン） 2004年3月9日（日）

場所：JICAフィリピン事務所

NGO参加者

日比親善同友会（大澤会長）

Sinag Arts （松本代表）

OISCA （永石所長）

KnK （山崎駐在員）

JICAフィリピン事務所

高田所員、加瀬所員

本調査団5名（小林団長、村松団員、赤石団員、岩井団員及び塚本団員）

議事録

小林団長より今回の懇談会の全体的な説明を行った後、参加者間にて以下のとおり意見交換を行った。

- ・ 農業分野の事業は天候に左右され、植え付け時期までのタイミングで採択頂きたい。
- ・ 何度も事業提案書の書き直しを依頼され、書き直しの内容も「貧しい」という言葉を明確にして欲しい等、「JICA風」の書き直しの依頼であった。
- ・ 業務従事者における人件費の「6号単価」については、事業費内での位置づけである点を事前に明確にして欲しい。
- ・ 草の根支援型については、申請から採択の可否の結果を3ヶ月以内に行って欲しい。
- ・ 草の根技術協力事業と草の根無償との区分が不明確。

以上

